

平成30年第1回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 平成30年3月7日 午前10時00分 開会
午後 4時43分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	企画部長	飯島要介
企画部理事	岸本俊博	総務部長	安川誠
市民生活部長	松村昇道	市民生活部理事	木村喜哉
都市整備部長	増井良之	産業観光部長	池原博文
保健福祉部長	巽重人	教育部長	和田正彦
上下水道部長	西口昌治	会計管理者	下村喜代博

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉田賢二
書記	高松和弘	書記	山岡晋
書記	吉留瞳		

6. 会議録署名議員 10番 岡本吉司 11番 西井覚

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	5	松林 謙司	一問一答	子育て支援について	市 長 担当部長
				投票環境の整備について	市 長 担当部長
				公職選挙法に明らかに抵触する違反を 確認した場合の選挙管理委員会の対応	担当部長
2	9	増田 順弘	一問一答	空き家対策について	市 長 担当部長
				食育と地域農業の振興	市 長 担当部長
				台風21号の復旧状況と今後について	市 長 担当部長
3	2	梨本 洪珪	一問一答	財政健全化について	市 長 担当部長
				公共施設マネジメントについて	市 長 担当部長
				業務委託契約について	市 長 担当部長
4	1 1	西井 覚	一問一答	市政検討委員会について	市 長 担当部長
				職員の懲罰について	市 長 担当部長
5	3	吉村 始	一問一答	尺土池周辺道路の安全確保について	市 長 副市長 担当部長
				屋敷山公園施設の再整備について	市 長 教育長 担当部長
				葛城市の機構改革について	市 長 副市長 担当部長
6	6	谷原 一安	一問一答	道の駅かつらぎ建設事業の不正問題について	市 長 担当部長
				国民健康保険事業の県単位化について	市 長 担当部長
				低所得世帯の支援策について	市 長 教育長 担当部長

7	1	杉本 訓規	一問一答	認定こども園について	市 長 担当部長
				尺土駅前広場について	市 長 担当部長
8	4	奥本 佳史	一問一答	国際交流事業の推進について	市 長 教育長 担当部長
				住宅宿泊事業法（民泊法）施行に向けた取り組みについて	市 長 担当部長
				雇用創生と空き家の活用について	市 長 担当部長
9	1 2	藤井本 浩	一問一答	2021年葛城市が開催地になったワールドマスターズゲームズについて	市 長 担当部長
				就任から1年経過された副市長・教育長が考える葛城市の特徴とは	教育長 副市長
				学校給食について	市 長 教育長 担当部長
1 0	7	内野 悦子	一問一答	小（高学年）中学校におけるAED講習の実施について	教育長 担当部長
				SNSを活用した、いじめなどの相談体制の構築について	教育長 担当部長
				学校施設の整備	教育長 担当部長
				ゴミの収集について	市 長 担当部長

開 会 午前10時00分

吉村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る2月26日の通告期限までに通告されたのは10名であります。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は、10名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含め60分とし、反問時間は制限時間には含みません。また、質問回数につきましては制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、5番、松林謙司君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、松林謙司君。

松林議員 皆様、おはようございます。公明党の松林謙司でございます。ただいま議長のお許しをいただき、これより一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は大きく3項目ございます。まず、第1項目、子育て支援について。その1といたしまして、子ども医療費助成、未就学児分のペナルティー廃止に伴う一部現物給付実施について。そして、その2といたしまして、準要保護世帯へのランドセル代など、就学援助の入学前支給について。そして、第2項目、投票環境の整備について。その1といたしまして、兵家イトピア地区の高齢化に伴う投票環境の整備について。そして、その2といたしまして、突発的事象により投票がしづらくなった場合の対応のマニュアル化。そして、第3項目、公職選挙法に明らかに抵触する違反を確認した場合の選挙管理委員会の対応。以上、大きく3項目の質疑をさせていただきます。

これよりは質問席より行わせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

吉村議長 松林君。

松林議員 それでは、まず子育て支援についてといたしまして、その中の第1点目といたしまして、子ども医療費助成、未就学児分のペナルティー廃止に伴う一部現物給付実施についてお伺いさせていただきます。このたび、地方自治体が独自に行っております子ども医療費助成に対し、政府が科してきた罰則、ペナルティーが、公明党の主張を受け、2018年度から一部廃止にされることになりました。これまで各公明党の地方議員が、子ども医療費助成の創設、拡充を強く推進してまいりました。また、このたびのペナルティー廃止につきましても、国政におきまして公明党の山口代表が、2015年2月の参院本会議にて、ペナルティー廃止は見直すべきと強く訴えたほか、同年3月に党内に子ども医療費等検討小委員会を設置し、活発に議論を積み上げ、政府に強く働きかけてまいりました。これを受け、厚生労働省は制度見直しに着手。2016年3月、減額調整措置を早急に見直すべきとの見解をまとめ、見直しを含め

検討し、2018年度からペナルティーの一部廃止という大きな制度見直しとなりました。

現在、子ども医療費助成は、葛城市では未就学児から中学校3年生卒業まで実施をしております。政府は、医療の窓口で現物支払いとする自治体の独自助成で受診がふえ、医療費の増大を招くとして、市町村が運営する国保の減額調整を行ってきた措置であります。今回は未就学児分を対象とする助成へのペナルティーが廃止されることになりました。このペナルティーが科せられるのは、一旦医療費の窓口で自己負担分を支払った上で、市町村に申請して助成金を受け取る償還払い方式は対象外ということでありまして、現在まで葛城市は償還払い方式をとっており、過去、子ども医療費助成制度で医療の窓口支払いを何とか現物支払いにとのさまざまな要望もありましたが、なかなかこのような政府の科すペナルティーがあると、今まで医療の窓口で現物支払いに踏み出せなかったという理由の1つも、このあたりの事情によるのかなと思います。このたびの子ども医療費助成、未就学児分のペナルティー廃止に伴う現物支払い、何とか一日でも早く実施していただきますように、よろしくお願いいたします。

昨年12月議会にて、他の議員からも質問がありましたけれども、再度、改めて確認をさせていただきたいのですが、葛城市における未就学児分子ども医療費助成、医療窓口での現物支払いの実施時期は、具体的にはいつから実施となりますか。教えてください。

吉村議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部の松村でございます。ただいまのご質問でございます。

今般、国の見直しによりまして、平成30年度より未就学児までを対象とする医療費助成について、国民健康保険の減額調整措置が廃止されることとなりました。助成事業の実施主体であります県内の全市町村の合意形成が前提となり、県と市町村がさまざまな検討課題を整理した結果、昨年12月には、多くの市町村が平成31年4月スタートを目指して進めておりました。しかし、足並みがなかなかそろわず、所得状況等の把握時期に合わせたスタートに変更せざるを得なくなり、平成31年8月からの導入となっております。

以上でございます。

吉村議長 松林君。

松林議員 当初、平成31年4月からの実施の予定が、平成31年8月からの実施予定に変更ということですが、どうか一日も早い実施の開始をよろしくお願い申し上げます。

私は、3人の小学生の子どもさんを持つご婦人の方から、ご要望をいただいたことがあります。私が、葛城市は子育てのしやすい町ですよ。そして、葛城市が取り組む子ども医療費の助成も、今は中学校3年生までですが、近いうちに高校卒業の18歳まで拡充される見通しですよ。このことは今の阿古市長も公約で約束されておりますから大丈夫ですよと、このように申し上げると、そのご婦人は、それは大変にありがたいことですが、確かに、このように子ども医療費助成制度も充実していただき、今後、高校卒業までの18歳まで拡大をしていただけるようで、このこと自体には非常に感謝しておりますが、ただ、子どもがお医者さんにかかっても、窓口で支払うお金は当たり前には支払わなければなりません。まして、子どもが3人一度にお医者さんにかかる大変です。どうかありませんかと、こういったお声も

いただいております。現物支払いは小学校入学までの未就学児までということですが、今後、小学校卒業、中学校卒業までと、更なる拡大をお願いいたします。このことに対するお考えと、また国民健康保険の県単位化という難しい問題もありますが、阿古市長が公約にも掲げておられる子ども医療費助成制度自体の拡大として、今後、高校卒業の18歳まで引き上げについて、阿古市長のお考えをお示してください。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 ただいまのご質問は、まず1点目は、小学校から中学校卒業までの医療費助成を、就学前と同様に現物給付にできないのかというご質問だと思います。まず、現物給付の問題ですけど、福祉医療制度の中には、障害者医療ですとかひとり親医療ですとかの制度もありますので、現物給付拡大は制度全体の問題だとまず考えるべきだと思います。しかしながら、今、現物給付の拡大をすると、国保負担金の減額調整措置などを受けることになり、財政が厳しい国保の運営にとっては極めて重要であると考えております。今年4月からは、国民健康保険が県単位化となり、県が市町村とともに国民健康保険の運営を担うことになることから、福祉医療制度の現物給付の拡大につきましても、県と全市町村が、財政面を含め同じ方向へ向かって検討していく必要があるかと考えております。

それと、もう1点、高校卒業までの18歳までの引き上げにつきましては、おっしゃるとおり私の公約でございますので、必ずやります。ただ、それに、前回もお答えさせていただいたんですけども、国民健康保険制度が非常に大きな変革を今しようとしているところでございまして、その見きわめが1つあったのと、それと、シミュレートさせたんですけども、18歳まで、高校生までやりますと年間約1,000万円ぐらいかかるであろうという財政面の問題がありますので、その2点で、大きな変化のある時期を過ぎた段階で実施したいという思いでいますという答弁を以前にさせていただいております。気持ちは全く同じでございます。今年4月から、国保につきましても大きな市町村の枠組みから県の枠組みに変わりますので、その様子も確認しながら、それがどう国保会計に影響していくのかということを見きわめながら、その財源を確保していきたいという思いでおります。

以上でございます。

吉村議長 松林君。

松林議員 子ども医療費助成の更なる拡充と拡大は、名実ともに子育てのしやすいまち葛城市につながり、更なる葛城市発展への礎になろうかと思っております。どうかよろしく願いいたします。

次に、2点目の、準要保護世帯へのランドセル代など、就学援助の入学前支給について伺いさせていただきます。経済的に困窮している世帯が、ランドセル購入などの小学校入学準備費用を用意しなくても済むよう、義務教育の就学援助の入学前支給が全国の市区町村で広がっております。2018年春に小学校の入学前支給を予定する市区町村数は711に上ります。2017年実績の約8倍で、全国の市区町村の約4割に当たります。この流れは、国政におきましては、公明党の主張を受け、2017年3月に就学援助に関する国の補助金、要保護児童・生徒援助費補助金の交付要綱が改正されたことが契機となっております。制度的にはこの就学援助は、児童・生徒の家庭が経済的に困窮している場合、学用品などの費用の一部を市区町

村が国の補助も得て支給する制度で、ランドセルなど入学時に必要な学用品費の費用は支給されますが、国庫補助金交付要綱では、国庫補助金の対象に小学校入学前を含まない形にしていたため、多くの市区町村で入学後の支給となっておりました。このため、2017年3月の衆議院文部科学委員会において、公明党が、国が要綱を変えれば入学前支給はできる、早急に検討をと強く主張をし、当時、義家弘介文科副大臣から、速やかに行いたいとの答弁を得ることができ、これを受け文科省は同月末に要綱の改正を行いました。まさに国政の流れも各地方自治体において準要保護世帯の就学援助の入学前支給の実施の後押しをし、実現しやすい環境へと変化してまいりました。このように国の要綱も変わり、実施もしやすい環境へと変わったわけではありますが、葛城市におきまして、準要保護世帯の就学援助の入学前支給の実施に向けて、どこまで進んでいるのか。いつから実施するのか。その進捗状況を教えてください。

吉村議長 和田教育部長。

和田教育部長 教育部長の和田でございます。よろしく願いいたします。

ただいまのご質問でございますが、現在の葛城市の支給方法でございますが、新学期に入ってから、就学援助のお知らせ並びに申請書を小・中学校を通じて全ての保護者に配布し、該当する方に申請をいただいております。当年度の課税状況などの審査を経て、認定通知を発送し、8月、12月、3月に国、文部科学省の基準に基づく就学援助費を支給しております。新入学児童・生徒学用品費については、8月の支給分に含めておるところでございます。よって、現在、葛城市では就学援助の入学前支給は実施していない状況でございます。

奈良県内の他市の状況でございますが、準要保護世帯の就学援助の入学前支給についてですが、12市のうち、奈良市については中学校新入学生については実施済みのため、平成30年度に小学校に新入学されるお子様を対象に、また、今年度新たに補正予算での対応により実施されています。また、大和郡山市、天理市、橿原市、生駒市、五條市では、平成29年度より、平成30年度入学の小学校・中学校の新1年生に対して、新入学学用品費の支給を補正予算での対応により実施されています。

申請期間などについてでございますが、早い五條市では11月15日から12月15日までの申請で、2月25日支払い日でございます。遅いところでは、生駒市の2月1日から2月16日までの申請で、3月中の支払いでございます。対象となる基準日、これは市内に住んでいるという基準でございますが、これにつきましても、五條市の11月15日、生駒市が1月31日、橿原市が2月1日、奈良市が3月1日と、市により異なる状況でございます。3月以前に支給するためには、課税状況の確認方法や時期などを含めたシステムの協議など、他市の状況も参考に、引き続き検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

吉村議長 松林君。

松林議員 奈良県内の他市の状況も参考に、できるだけ早い時期に実施できるように努力していただきますように、よろしく願いいたします。本年度入学分はもう間に合いませんので、平成30年度、すなわち平成31年度入学分からはぜひとも実現していただくように、固くお願いい

たします。

次に、支給される給付額についてお伺いさせていただきますが、要保護世帯に支給される給付額は増額となったようではありますが、これに伴い、準要保護世帯も増額となったかどうか教えてください。

吉村議長 和田教育部長。

和田教育部長 ただいまのご質問でございますが、文部科学省の要保護児童・生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱が、平成29年3月31日に改正されたところでございます。この改正により、新入学学用品費が、小学生では2万470円から4万600円に、中学生では2万3,550円から4万7,400円に増額されました。平成29年6月議会におきましてご審議いただき、新入学児童・生徒学用品費の基準に合わせて増額したところでございます。今後、国で基準が変更された場合は、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

吉村議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。先ほども理事者側からご答弁の中で少し話がありましたが、現在までの学用品費等の入学前支給の実施状況であります。現在まで奈良県内の12市のうち、葛城市と御所市、宇陀市を除く全ての市において、平成29年度、つまり平成30年度新入学分より、入学前支給の実施を目指して検討してまいりました。結果的に実施できましたのは6市でありましたが、過去に元公明党の朝岡議員からも、また、現内野議員からも、小学校に入学する前にランドセル代などのお金を用意しなくても済むように、安心して入学準備ができるようにと、入学前支給を葛城市において実現可能とするために、システムの変更や制度変更の提案も具体的にさせていただいてまいりました。幾度となく準要保護世帯の学用品費等の小学校入学前支給の要望を行ってきたわけではありますが、そのたびにこの要望は受け入れられず、遅々として一步も進展はなかったわけではありますが、しかし、このたび国政におきまして、公明党は地方議員の意見も踏まえ、長年この問題にも取り組んでまいりました。そして、今回、国の要綱も改正され、準要保護世帯の学用品費等の小学校入学前支給が、各地方自治体においても実施されるようになってまいりました。そして、具体的には、今年の春より実施される場所も多くあるようでございます。

このような流れが全国的な広がりを見せている中で、奈良県内12市のうち、葛城市、御所市、宇陀市の3市を除く他の市は、平成29年度、つまり平成30年度新入学分より、入学前支給の実施を検討してまいりました。結果的には奈良県内12市のうち6市にとどまったわけではありますが、この制度、奈良県内12市のうち6市しか実現できていないから、葛城市も実現できなくても仕方がないということにはならないのであります。この制度を実現しようと検討をして取り組むのが、葛城市には余りにも遅すぎたと言えるのではないのでしょうか。もう少し早い時期からこの制度を実現しようと検討をして取り組んでいれば、実施できていた可能性も十分にあると感ずるところでございます。

阿古市長におかれましては、ご自身の掲げる5つのマニフェストの1つに、福祉、医療、子育て環境の整備を優先しますと掲げておられます。子育ての環境整備を優先しますと公約

に掲げておられるにもかかわらず、このたびのランドセル代など就学援助の小学校入学前支給の実施、余りにも遅すぎると思いますが、このように感じるのは私だけでしょうか。とてもではないが、阿古市長のマニフェストにある福祉、医療、子育て環境整備が優先されているとは私には思えません。さまざまな事情により、経済的に困窮している保護者の皆様がおられます。経済的に大変な中でも懸命に子育てに奮闘して頑張っておられる保護者の皆様、就学援助の小学校入学前支給の実施を本当に必要としている保護者の皆様に対して、納得のいくご答弁を阿古市長よりお願いいたします。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 この問題につきましては、過去についても答弁をさせていただいております。まず、就学前の支給を、4月までに支給するのか、8月の支給にするのかという差の部分でおっしゃっているのだらうと思います。その中で、これは、国が要綱を変えられましたので、それを言うのは、果たして地方自治体として言えるのかどうか非常に微妙な問題ですけど、その要綱ができるまでの考え方といたしましては、まず、支給するに当たっての、何と言いますか、所得を確認するのが前年ではなく前々年にさかのぼってしまうということだったんです。といいますのは、例えば前々年の場合、要保護・準要保護世帯であっても、その翌年が変わるという可能性もある。逆のパターンもあるんです。ですから、それを考えると、果たして税の公平な支出と言いますか、使い方に果たして違和感があるのかないのかというところを固めないといけないという考え方に沿って、8月に支給するのを3月にさかのぼってすることによって、所得の把握の仕方が、1年さかのぼってやることによるその違和感をどう解消するのかという議論でお答えしたように記憶しております。

それで、国の方向としましては、もうこれは明らかに要綱をうたっておりますので、その疑問はある種抱えながらも、方向的にはそういう方向に行くであろう。やっていけないと思いません。私の子どもに対する思いが、3月に支給するのと8月に支給するかで評価する、そんな表現をされましたが。私の基本的なベースとしての考え方は、公約どおりのスタンスをとっておりますので、ただ、その支給を早めることによって、税の不公平さをどのように消化するのかという問題のところだけの、私の内部考察の中ではそういう理解の仕方をしております。前向きに検討していきたいと思っております。

以上でございます。

吉村議長 松林君。

松林議員 システムの変更等、いろいろと課題はありますけれども、さまざまな事情で経済的に苦しい状況となり、懸命になって子育てに奮闘している保護者の皆様が、少しでも安心して子育てができるように、一日も早い実施を強く要望いたします。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。

第2点目、投票環境の整備ということで、その1といたしまして、兵家イトーピア地区の高齢化に伴う投票環境の整備についてお伺いをさせていただきます。昨年12月定例会の一般質問にて、兵家イトーピア地区に新たな投票所開設をお願いしたいとの市民の皆様からの複数のお声をいただき、そのお声を要望としてお届けさせていただいたわけですが、そ

もそもこの要望が出た背景には、1点目としまして、兵家イトピア地区内において高齢化が進んでいること。2点目といたしまして、兵家イトピア地区内から現在、当該地域の投票所となっている公民館兵家分館まで徒歩で行くにしても、また自動車で行くにしても、道路状況などを考えると大変に不便である。他の地方自治体においても、昨今、投票率の向上に向けて、投票環境の向上に取り組み、努力をしているという状況の中で、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは重要な課題ではなからうか。このような観点から、兵家イトピア地区内に新たな投票所開設の要望をさせていただいたわけでありますが、これに対して理事者側のお答えは、葛城市の投票環境全般につきましては、特に高齢化対応などは一地域だけの問題ではなく、市全体の問題として受けとめまして、整理、統合、再編を行う際につきましては、調査を行っていかねばならないと考えておるところでございますと、このようにご答弁いただいたわけでありますが、このご答弁をいただいて、後になって私自身少しわからないことがあるので、再度お伺いしたいことがございます。別に過去の答弁を引っ張り出して、揚げ足を取るような意地の悪い気持ちではございませんので、どうか誤解のないようによろしく願いいたします。

ここで、葛城市の投票環境全般につきましては、特に高齢化対応などは一地域だけの問題ではなく、市全体の問題として受けとめまして、整理、統合、再編を行う際につきましては、調査を行っていかねばならないと考えておるところでございますと言われておりますが、私は、葛城市投票環境全般についての投票環境の改善を求めたわけではないのでございまして、昨年12月定例会の一般質問で、わざわざ葛城市の平均高齢化率は約26.9%、兵家イトピア地区内の高齢化率は約49%であるとお聞きをして、葛城市全体の平均高齢化率と兵家イトピア地区内の高齢化率との比較をして、その結果、現在、兵家イトピア地区の高齢化が進んでいることを申し上げ、兵家イトピア地区に新たな投票所開設を要望されるお声の背景には、地域の高齢化の影響が多分にあるのではないかと申し上げ、いわば、このような高齢者自身のお声に応えていただきたいと申し上げたのでございまして、このご答弁では、一地域の高齢化率の問題ではない。一地域の高齢化率に起因する問題の改善も市全体の問題として受けとめて考えるということであろうかと思っておりますが、しかし、今回のこの問題は、兵家イトピア地区の新たな投票所開設という一地域の高齢化率に起因する問題の改善をすることが問題ではなからうかと思っておりますが、また、先ほどのご答弁で、整理、統合、再編を行う際につきましては、とありましたが、整理、統合、再編を行う際とは、いつ行われるのでしょうか。また、何年かに一度、投票所の整理、統合、再編を見直す、そういう時期があるのかどうか。これらのお考えをお聞かせください。

吉村議長 安川総務部長。

安川総務部長 総務部の安川でございます。よろしく願い申し上げます。

初めに、選挙管理委員会にかかわる問題でございますので、所管する総務部としてお答えの方をさせていただきたいと存じます。本市選挙管理委員会におきまして、昨年12月以降、その件に特化しての議論はなされておられませんので、前回12月の答弁と重複いたしますが、先ほど議員仰せられましたように、葛城市の投票環境全般につきましては、一地区だけの問

題ではなく、市全体の問題といたしまして今後考えていかなければならないと思っておるところでございます。各投票所エリア内の基準に照らし合わせ、有権者数が超過、あるいは減少するような場合につきましては、整理、統合、再編についての検討を要するところであると考えておるところでございます。

以上でございます。

吉村議長 松林君。

松林議員 なかなか、高齢者自身のお声に応えるべく、新たな投票所の開設の実現となると困難な事情もあるでしょうが、どこまでも市民の要望に応えるべく、問題の解決に向けて取り組んでいただきますように、よろしく願いいたします。兵家イトピア地区内に新たな投票所の開設ということが、なかなか今すぐ実現が難しいということではございませんら、例えば、投票機会の拡大ということで、期日前の投票期間の間に、たとえ1日でも、自動車を利用して移動期日前投票所の開設をすることもご検討いただければよいのではないかと思います。使用する車は、例えば、葛城市の市民サービスカーを利用すれば、投票所における選挙人名簿対照のオンライン化もしやすい環境下のため、最適ではなかろうかと思います。もし新たな投票所開設の実現がまだ難しいのであれば、この提案を実現していただければ、兵家イトピア地区の皆様も少しは投票機会の利便性の確保という部分では、ご安心いただけるのではないかと思います。

今、期日前の投票期間内に、たとえ1日でも、自動車を利用した移動期日前投票所の開設をご提案させていただきましたが、これに対するお考えをお示してください。

吉村議長 安川総務部長。

安川総務部長 ただいまのご質問でございます。

総務省からの資料におきまして、平成28年7月に執行されました参議院議員選挙における取り組み事例によりますと、議員がご質問されています自動車を利用した移動期日前投票所を開設されている事例が1件掲載されております。その実施に至りました背景についてでございますが、本市と同じく合併団体であり、5市町村の合併後の面積が約690平方キロであり、合併当初は105カ所あった投票所数が、平成28年の参議院選挙では70カ所となり、有権者の投票機会の確保や投票環境向上のための方策を検討された結果、移動期日前投票所の実施に至ったということでございます。

全国的な傾向といたしまして、市町村合併や人口減少の影響に伴いまして、選挙当日の投票者数は減少を続けており、ピークだった平成13年の参議院議員選挙に比べ、平成29年の衆議院議員総選挙では約1割の減少となっております。そのような背景を踏まえ、臨時的期日前投票所の設置や臨時バス等による移動支援の実施が検討されたところがございます。

昨年12月議会におきましてご答弁を申し上げておりますように、葛城市の選挙当日の投票所数は、旧新庄町15カ所、旧當麻町16カ所の合計31カ所の投票所を継続している状況であり、また、投票日前日までの期日前投票所につきましては、期間中を通じまして両庁舎の2カ所を開設してるなど、1投票所当たりの有権者数や面積等につきましては、他市状況と比較い

たしましても多く設置している状況でございます。

また、投票所等への移動に関しましては、本市コミュニティバスの環状線ルートやミニバスルートの停留所も各所に設置している状況でございますので、まずはこれらのバスのご利用もお願い申し上げるところでございます。

以上でございます。

吉村議長 松林君。

松林議員 昨年12月定例会の一般質問でも申し上げましたが、国政選挙、地方選挙を通じて投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは重要な課題ではなかろうかと思えます。投票環境における制約から、有権者に有効な投票機会を提供できない側面があるのであれば、公正確保に留意しつつ、少なくともそのような制約についてはできるだけ解消、改善し、有権者一人一人に着目した更なる投票機会の創出や利便性の向上に努めていくべきではなかろうかと思っております。また、それが行政に携わる者の責任ではなかろうかと思えます。兵家イトピア地区に新たな投票所開設の実現がまだ難しいというのであれば、たとえ1日でも、葛城市の市民サービスカーを活用した移動期日前投票所の開設をご検討していただくことを強く要望いたします。

次に、投票環境の整備について、その2といたしまして、突発的事象により投票がしづらなくなった場合の対応のマニュアル化についてお伺いをさせていただきます。まだ記憶に鮮明に残っておりますが、昨年10月22日、私ども葛城市議会議員選挙と衆議院選挙の同日選挙の日、超大型台風が接近する大雨の中の選挙でありました。実際にあのときの台風災害の影響で、葛城市も甚大な被害をこうむったわけでございます。投票日当日に発生した大雨や暴風等により、避難所に関する緊急措置を行ったケースはまれで、経験することも極めてまれなことであろうかと思えますが、公職選挙法によりますと、天災その他避けることのできない事故が起こった場合は、緊急措置を行うことが定められておるようではありますが、災害が起こる前の避難の段階については法律的に定められていないようであります。新たな投票機会の創出や利便性の向上ということで、投票日当日に発生した大雨や暴風等により、投票所として使用されている施設に急遽避難所を開設しなければならないような状況になった場合、葛城市選挙管理委員会としてどのような対応をされるのか。そして、それらの対応はマニュアル化されているのか。また、マニュアル化をしておられるのであれば、マニュアル表などにして明文化をされているのかを教えてください。

吉村議長 安川総務部長。

安川総務部長 ただいまのご質問についてご答弁させていただきたいと思えます。

昨年10月に執行されました選挙投票日当日におきまして、台風接近による暴風や大雨があらかじめ予想されていた中、選挙事務に従事する予定であった職員を事前に災害対策本部の人員として配置いたしまして、不慮の事態に対応すべく、態勢を整えていたところでございます。また、投票所が急遽避難所となった場合の対応につきましては、投票日当日の午前中に県選挙管理委員会より、台風接近に伴う選挙管理執行上の留意点といたしまして、投票所が避難所となった場合には、両者をパーテーションで分けるなどの配慮を行うこととの事務

連絡をいただき、各投票所の部屋数等の確認を行ったところ、31投票所の全てにおきまして2以上の部屋がございますので、投票事務については独立して行えることが確認できたところでございます。

議員よりご指摘いただいております危機管理選挙事務のマニュアル化につきましては、現時点では未策定ではございますが、このたびの経験を踏まえ、今後の検討課題として考えておるところでございます。

以上でございます。

吉村議長 松林君。

松林議員 これも昨年10月22日、葛城市議会議員選挙と衆議院選挙の同日選挙の日、超大型台風が接近する大雨の中ではありましたが、柿本の投票所近くで火災が発生したため、柿本の投票所に向かう道路に警察によって立ち入り検査のテープ、規制線が張られ、投票を断念した人も多数おられます。投票に行きますと申告すれば通行できたようではありますが、そのことを知らずに投票を断念された方々がおられます。このときの葛城市選挙管理委員会の対応は、当該投票所の事務従事者と随時連携をとり合い、火災発生時における投票所の屋内外状況報告や投票者の安否等の確認を行い、火災発生時以降、投票所を閉鎖することなく午後8時まで投票できる環境を確保していただいたということでございますが、私は、投票日当日に投票所付近で火災が発生するなどという、なかなか経験もしたことの少ないような状況の中で、葛城市選挙管理委員会の職員の方々は、事故もなく、けが人も出さずに、しかも午後8時まで投票できるという投票環境を死守していただいたこと、本当によくやっていただいたと思っております。

ただ、当日、消防署等の消火活動により、投票所までの一部の経路が通りづらくなっていたという状況が把握できなかった。そのことが原因で結果的に投票を断念した人がおられます。確かに職員の方々の懸命な対応で投票ができるという投票環境は確保されましたが、投票所までの一部経路が通りづらくなっていたという状況が把握できなかった。そのことが原因で結果的に投票を断念した人がいたというこの事実から言うならば、有権者が投票しやすい環境は確保できなかったということになります。

昨年10月22日、葛城市議会議員選挙と衆議院選挙の同日選挙の日の出来事でございます。衆議院選挙の投票率も当然大切でございますが、特に地方の市議会選挙の場合は、わずかな獲得票数で落選が決定する場合も多分にあります。それゆえに、台風や地震の災害に加え、火災災害など突発的事象によって、今まで投票しやすい環境にあったものが投票しづらい環境に一変した場合、少しでも早く有権者が投票しやすい正常な環境に復旧できるように、今後のためにもぜひとも投票日に投票所及び投票所近くで火災が発生したら、どのように対処するのかということも具体的に含めてご検討いただき、完全マニュアル化をしていただきますように、よろしく願いいたします。

改めてお伺いさせていただきますが、今後、投票日当日に投票しやすい環境にあったものが、大雨や暴風、また火災災害などの影響によって、急遽、投票しづらい環境に一変した場合の対応について、さまざまな場合を想定し、再度マニュアル化を図っていただくお考えは

あるのか、お示してください。

吉村議長 安川総務部長。

安川総務部長 まず初めに、投票日当日の投票所付近で発生した火災の状況についてでございますが、この件に関しましても、当該投票所の選挙事務従事者と随時連絡をとり合い、火災発生時以降も投票所を閉鎖することなく午後8時まで投票ができる環境を維持できたところでございます。さらに、消防署等の消火活動などによりまして、投票所まで一時経路が通りづらくなっていたという状況につきましては、緊急時の中で安全を第一に考えた上で、やむなく対応をさせていただいたと考えておるところでございます。想定困難なこのたびの火災による投票所外での事象につきましては、今後は事務局職員を現地に派遣いたしまして、関係各署と情報を共有しながら、有権者の投票環境の維持に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、危機管理のマニュアル化についてでございますが、一定の想定をされる災害につきましては、都道府県の選挙管理委員会連合会が発行しております選挙事務危機管理マニュアルを参考にしまして、選挙事務従事者の説明会におきまして、職員へ更なる周知に今後努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

吉村議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。次に3点目といたしまして、公職選挙法に明らかに抵触する違反を確認した場合の選挙管理委員会の対応についてお伺いいたします。私が議員として活動をさせていただく中で、時々市民の皆様よりご質問の声をいただくことがあります。どのようなことかと申し上げますと、まちで見かけるさまざまな政党の政治ポスター、明らかに公共物と思われるものに掲示されている。しかも、軒並み公共物に張られている場合もある。あれは違法ではないのか。いつまであの政治ポスターは放置されるのか。あれでは、違法なこととわかっていても、ポスターを張った方が張り得ではないのか。また、選挙期間中に、あれは違法ではないのかと思うことがあるが、どうか、というお声をいただくことがあります。このお声に対しまして、私は、不審なことがあれば選挙管理委員会に報告をして、違法であれば選挙管理委員会の方で違反者にしっかりと指導をしていただけたらと思います。このように申し上げておりますが、実際このような通報があれば、選挙管理委員会はどのような対応をされておられるのか。また、直近の選挙で昨年10月22日の葛城市議会議員選挙と衆議院選挙の同日選挙、この選挙期間中の選挙管理委員会に通報のあった違反事例と、選挙管理委員会の対応を教えてください。

吉村議長 安川総務部長。

安川総務部長 日ごろより市民の方よりご連絡をいただく内容の中には、例えば、ガードレールなどに無断で張られている選挙関係ポスターなどにつきまして、公職選挙法に抵触しないかのご質問かと思われませんが、ポスターなどの文書図面の掲示につきましては、公職選挙法第147条及び同法第201条の14、第1項でそれぞれ規定をされているところでありまして、国政選挙における選挙関係ポスターにつきましては、同法に基づき、奈良県の選挙管理委員会の

調査により違法と認められる文書図画につきましては、掲示責任者に対し撤去命令を発した旨の通知が、市の選挙管理委員会及び当該管轄の警察署長になされ、県選挙管理委員会が権限に基づいて対応をされているところでございます。

本市選挙管理委員会といたしましては、市民の方からのご通報等ございましたら、現場確認の上、掲示責任者へ撤去を要請するなど、適宜対応をさせていただいており、屋外広告物担当課とも連携を図りながら対応をいたしておるところでございます。

また、昨年執行されました市議会議員選挙に関しまして、市民の皆様よりの通報等につきまして、その対処事例についてでございますが、選挙期間中を含め、さまざまなご連絡をいただいた状況でございますが、それらの件数は全て掌握できておりませんが、具体的な内容といたしましては、選挙運動を目的とした戸別訪問やビラの配布行為、また、表記を掲げず移動しながら行うなどの街頭演説行為、さらに、違法ではございませんが、選挙カーの音量などによります苦情などが選挙管理委員会へ寄せられたところでございました。

なお、連絡のほとんどが電話等によるものでございまして、名前等を告げられず、通報の内容が事実か否かであるか不確かな情報も多々ございまして、その中でも特に、明らかに信憑性の高いと思われる情報につきましては、高田警察署とも連絡をとり合いながら、その情報を共有し対処していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

吉村議長 松林君。

松林議員 私の先ほど紹介させていただきました、ある市民の方々の厳しいご指摘であります。いわば、幾ら議員として当選をさせていただき、立派な発言をしても、コンプライアンスを遵守できていない政党や議員の発言は本当なのか、真実なのかという市民の皆様からの厳しきお声ではなからうかと思えます。私自身、議員として当選させていただいた者として、このような市民の皆様のお声に対して、改めて襟を正していかなければならないと感ずるところでございます。

先ほどの市民の皆様からのお声にもあったような違反事例、公職選挙法に明らかに抵触し、違反をしている事実を確認した場合は、選挙管理委員会としては毅然と違反者に対し指導を行い、正邪を正していただきたい。また、違反を通報した人に対し、どのように選挙管理委員会として指導を行い対応したのか、報告をしていただきたいと思えます。このような市民の疑問、不信に対してしっかりと答えていただきますように、よろしく願い申し上げます。

これで私の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

吉村議長 松林謙司君の発言を終結いたします。

次に、9番、増田順弘君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、増田順弘君。

増田議員 皆さん、おはようございます。増田順弘でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

3点ございます。まず1点目、空き家対策についてでございます。2点目は、食育と地域農業の振興につきましてお尋ねをさせていただきます。3点目は、台風21号の復旧状況、そ

れから、今後の対応につきましてご質問をさせていただきます。

なお、これより質問は質問席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

吉村議長 増田君。

増田議員 それでは、よろしくお願いいたします。

まず、空き家対策についてでございます。このことにつきましては、昨年9月議会の一般質問の際にも取り上げさせていただいております。本市の取り組みが県下でも非常におくれておるという現状。それと、平成29年度に現状調査に取りかかると、こういうご答弁をいただいたということでございました。今回はそのようなことも踏まえまして、改めて質問をさせていただきます。

まず、先日、新聞の方を見ておりますと、空き地・空き家解消へ、市町村が調整、こういうタイトルで新聞記事を見させていただきました。私は、日ごろからこの問題について関心の高いところがございますので、まず、空き家についての新しい国の動きかなと、こういうふうな推測もあったわけでございますので、この記事の中に、都市再生特別措置法の改正案、こういうことが中身に上げられておりました。報道によりますと、多くの都市において増加しておる空き地、空き家、これがあちこちにといいますか、ランダムにといいますか、発生しておると。それを都市のスポンジ化、スポンジがいっぱい穴があいてると、こういうふうな表現をされて、都市のスポンジ化が進行しておると、こういうふうなことがうたわれております。それを市町村が調整して、スポンジの穴のように存在する空き家、空き地を有効に活用することを目的に改正されたと、こういうふうにご説明を伺っておるところでございますけれども、今後、本市にとりましてどのような効果、影響があるのか、お尋ねをさせていただきます。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。ただいまの増田議員のご質問でございます。

都市再生特別措置法の改定につきまして、これは、平成30年2月9日に閣議決定をされました。同日、衆議院に法案を提出されたものでございます。委員会審議等はまだなされておらないという状況でございます。その改正案の概要につきましてご説明をさせていただきます。背景といたしましては、先ほども申されましたとおり、人口減少社会を迎え、空き地、空き家等の低・未利用地が発生する都市のスポンジ化が進行していることから、都市のスポンジ化対策として低・未利用地の集約等による利用の促進、地域コミュニティによる身の回りの公共空間の創出、都市機能のマネジメントの3点がございます。遊休空間の活用による安全性、利便性の向上対策として、公共公益施設の転用の柔軟化、駐車施設の附置義務の適正化、立体道路制度の適用対象の拡充の3点がございます。施策を総合的に講じるため、関係法律を改正されたものであります。さまざまな施策のうち、都市のスポンジ化対策の1点目の、低・未利用地の集約等による利用の促進ですが、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する低未利用土地利用権設定等促進計画制度の創設、まちづくり団体等の都市再生法人の業務に低・未利用地の一時保有等を追加、低・未利用地を集約し、商業施設等の敷地を確保する土地区画整理事業の集約換地の特例、その区画整理事業に都市開発資金を貸しつ

け、市町村による低未利用土地利用等の指針の作成、低・未利用地の管理について地権者への勧告がございます。

2点目の、身の回りの公共空間の創出につきましては、地域コミュニティ等が交流広場等を共同で整備、管理する立地誘導促進施設協定制度の創設、住民団体等をまちづくりの担い手として公的に位置づける都市計画協力団体制度の創設。

3点目の、都市機能のマネジメントにつきましては、民間による都市施設等の確実な整備、維持を図る都市施設等整備協定制度の創設、誘導すべき施設（商業施設、医療施設等）の休廃止届出制度の創設となっております。基本的には立地適正化計画に低未利用土地利用等指針や低未利用土地権利設定等促進事業区域等の設定を行う必要がございます。昨年策定いたしました葛城市立地適正化計画に追加することとなっております。今後、交付される省令を見ながら、効果的な空き家対策を実施するための手法として、葛城市にとって活用できるかどうか検討を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 今ご答弁ございましたように、今後、葛城市を再生といえますか、そういう問題を解決する1つの方法としては、非常に今後、この法案が1つの基準になってくるのかなど。こういうふうなことを考慮して進めていただく必要があるのかなというふうに思います。有効活用といえますか、無駄な空間を適正に利用していただくと、こういう方向で進められるということかと思しますので、よろしく願いをしておきます。

次に、先ほど申し上げましたように、今年度、取り組んでいただいております空き家の調査ということでございますけれども、もう3月でございますので、この調査はほぼ完了したのかなというふうに思いますけれども、その状況についてお尋ねをさせていただきます。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。ただいまの増田議員のご質問にお答えさせていただきます。

空き家問題は、基本的に空き家所有者とその関係者との間の市民の問題であるとともに、問題背景も多種多様でございます。一律の解決策を有しているわけではございません。そうした前提のもとで多種多様な市内空き家の実態を把握するべく、今年度調査を進めてきた次第でございます。空き家調査につきましては、次に申し上げるプロセスで行ってまいります。まず1番目といたしまして、市から貸与した水道閉栓情報等、受託企業保有の葛城市空き家コンテンツ、市保有の空き家情報による空き家候補の抽出を行います。

続きまして、2番目といたしまして、表札、名札、看板がない。郵便受けにチラシやダイレクトメールが大量にたまっている。電気メーターが停止している、取り外されている。プロパンガスボンベが撤去されている。窓ガラスが割れたままである。カーテンがない等。門から玄関まで雑草、立ち木が繁茂して出入りしている様子がない。ごみの投棄、堆積がある等の条件による空き家等の判断を行ってまいります。

今申し上げた判断により空き家等を抽出した上で、以下申し上げる2点の判定を実施して

おります。1点目は不良度判定基準というものでございます。こちらは、現地調査におきまして取得した情報をもとに、物理的情報、維持管理の状態から見た各部位の損傷の度合いを点数化いたしまして、AからDのランクに分類いたします。あわせて、第三者に危害を加える可能性がある事象、衛生上有害となる事象、景観の阻害、その他周辺的生活環境に悪影響を及ぼす事象について整理いたしまして、特定空き家等候補の抽出を行うものでございます。

2つ目は利活用判定基準というものでございます。こちらは、現地調査結果及び葛城市より受領した資料等から、取得可能な要因に基づく立地条件及び建物条件等について評点づけを行い、これを売却、賃貸の難易という観点からAからDランクに分類するものでございます。空き家調査自体でございますが、こちらはまだ完了していませんが、空き家等と推定される物件数は、今のところ400件超と見込まれてございます。

総務省の平成29年度固定資産の価格等の概要調書等報告書に記載されております、家屋に係る概要調書等報告書によりますと、平成29年1月1日時点の市内の家屋棟数は2万2,167棟でございますので、この数字と比較いたしますと、空き家率は約1.8%程度と推定されま

す。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 400件超という空き家実態だと、こういう調査結果かなというふうに思います。今お話にありましたように、調査によって不良度判定基準という1つの基準、要するに使える空き家の判定のランクと、それから利活用判定基準、要するに使える家の1つの判断と、この2つに分類をされたらと、こういうお話でございました。なお、この400件の中の内訳の1、2、要するに不良、利活用という分類はまだされてないと、こういうふうなことかと思えます。

私の近隣の状況のお話を少しさせていただきます。これは、とりわけこれが特別なものでもない、一般的なものかなというふうにご解釈をいただいたら結構かと思えますけれども、もともと親子4人、3人とか、たまたまこの場合はどちらも3人家族でございました。娘さんがおられて、お父さんとお母さん、3人家族でございました。当然、お子さんが結婚されて、お家から市外に嫁がれた。お父さん、お母さんは残られて、お父さん、それからお母さんが亡くなられて空き家になったと。自然な流れといたら失礼でございますけど、そういう形で空き家状態になったということでございます。この両方の事例につきましては、年数回お家を管理といいますか、見回りといいますか、庭の手入れとかされております。いつでも再生できるような状況。外から見て空き家だというふうな、ご迷惑のかかるような、そういうふうな状況ではないというのが、私の近くに、たまたまですけれども2軒存在すると、こういう状況でございます。

一方、ひどい例といいますか、先ほどの不良度判定基準に分類する。そこにつきましては、庭木は敷地からはみ出ている。要するに道路等に、電線等にはみ出しておるという状況。それから、空き家になっております状況でございますので、小動物等の発生、それから、その小動物が周辺のお家であったり畑だったり、被害を与えておると、こういう状況でございます。このような空き家に対して、防犯、景観、衛生上、適正な管理を促す指導につきまして

は、行政の介入というものが重要になってくるというふうに思います。これ、民間で隣でいろいろとご指摘をしますと、敷地内のことでございますので「構わんといて」というふうなことになる、いろいろと問題も生じるというふうなことも聞いてございますので、行政の指導というものが重要になってくるかというふうに思います。そういうことで、特別措置法等々で規制もかけておられるということでございますけれども、今後は多くの自治体で、既にこういう問題に先進的に取り組んでおられます自治体を見ておりますと、条例等でその規定、しっかりと取り決めをされて、周知も強化もされておるという状況でございます。本市におかれましても、おくれはしておりますけれども、このような現状を踏まえて、この問題にどのように対応されていくのかお尋ねをさせていただきます。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。ただいまの増田議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁で申し上げましたけれども、空き家問題は民民の問題でございますので、基本的には当事者間での解決、あるいは民の力を最大限活用したアプローチが望ましいと考えてございますけれども、解決に向けて市としてコーディネートできる部分につきましては、必要な対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

まず、本年度の事業でございますが、空き家等に関する周知、啓発のパンフレットを作成いたしまして、今後市民への配布を行う予定でございます。パンフレットの内容といたしましては、空き家放置の危険性、空き家の適切な管理、処分方法、空き家活用方法の例示といった内容が盛り込まれる予定でございます。また、さきに申し上げた必要な対策を検討してまいりますため、平成30年度予算案に、総合的な空き家対策策定のための検討に係る委託費を計上してございます。当該委託費が仮に議会に認められた場合でございますが、後年度事業により整備した空き家データベースに基づきまして、空き家利活用促進、空き家にまつわるトラブル解決方策、特定空き家等除却に係る対策を盛り込んだ空き家等対策計画を平成30年度中に策定いたしまして、それに基づき、必要な規定の整備も行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 今の冒頭の答弁につきましては、私、ご理解しかねます。民間で発生したトラブルについては、民民で解決をするということに関しては、私が質問の前に説明したように、社会問題となって他人に迷惑がかかることが多発している、国としては特別措置法によって、特定空き家と言われる迷惑のかかる空き家については、法的な措置も含めて行政が指導すると、こういうことでしょうかと言っているんです。それに対して部長は、いや、これは民民同士の解決が原則やと、こういうふうにお答えになりました。部長が答弁できないなら市長でも結構です。もう一度、そのことについてご答弁をよろしくお願いします。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 民民という表現の仕方に、増田議員は、トラブルを前提にということをおっしゃってるよ

うですけども、そうではなくて、企画部長の答弁の中で民民という表現は、空き家の資産そのものが民間の所有の方の資産ですということを示していることなんです。ですから、個人の持っておられる資産に対して、空き家問題というのは、本当のことを言って、個別案件なんです。全てが同じ条件のものなんか全くないわけで、100軒あったら100軒とも多分違います。建築年数も違ったら、所有者の方の考え方も違うし、その状況が全てにおいて、立地条件も含めて全て変わってくるわけです。ですから、部長の答弁の中で、まず、今、葛城市の空き家の状況を把握した中で、これからどうしていきましょうかという議論はいたします。ただ、対応の仕方は、どれ一つとして同じ対応の仕方はないと思います。その状態に合ったものについて個別に1つずつ行政として、個人の資産をお持ちの方との関係をどうつくっていくかということだろうと思うんです。ですから、部長の民民という表現の中では、トラブルに形容しているのではなくて、個人資産であるということを強調した表現であると私は理解しております。よろしく申し上げます。

吉村議長 増田君。

増田議員 わかりました。民民、民間の個人資産でございますので、どういうふうに管理しようが個人の勝手やと、こういう部分もあることはあるが、しかし、近隣に迷惑のかかるような管理状態であれば、これは行政の指導を受ける必要があるのではないですかというのが私の問いかけでございますので、その辺も承知の上で今後進めていただくというふうに認識をしておりますので、甚だしく周辺にご迷惑のかかる対応につきましては、行政の指導をしっかりとお願い申し上げておきたいというふうに思います。そういう意味では、先ほどご説明にございましたように、啓発用のチラシをご検討いただいておりますというふうなことも1つの方法かと思えます。また、毎月発行される広報紙の中で、たとえ自分のお家であっても、その適正な管理については周辺の住民に迷惑のかからないように管理してくださいね、みたいな、資産を持つ者にとっての義務、責任等の啓発もあわせてお願いできたらというふうに思います。

先ほどご紹介をいたしましたように、適正に管理されておる空き家、この辺の空き家が非常に、先ほどの400戸の中でも多く占めるのかなと。特定空き家、要するに迷惑のかかる空き家の率というのは、そんなに多くないかなというふうに私も思います。その利活用につきましてお尋ねをいたします。この利活用のことにつきましては、非常に時節柄といいますか、タイミング的に、新聞を見ましても、空き家の問題、それから、昨日の私が好きな番組ですけども、ガイアの夜明けです。そこでも空き家について、これは空き家全体をリフォームといいますか、再利用するというふうな考え方と、その材料を、本来市民が日々出しているごみの問題とよく似て、それを再資源としてリサイクルできるような、そういう業者の紹介とか、空き家の本体の利活用と素材の再利用みたいな、そういうきのうの番組が非常に多く出てきております。このことについては、多分、宿泊施設として今後利用できるというふうに言われております住宅宿泊事業法、民泊法というんですか。これが6月15日から施行されるというふうに聞いております。受け付けが3月15日から、そういう民泊の受け付けを開始されると、こういうふうに伺っております。

簡単に言うと、住宅に泊めることができるようになる。宿泊させることができると。既に

全国各地で、この問題につきましては大きな事件といたしますか、民泊と装ったマンションに外国人が云々といったような事件もこの関連のことかと思えます。非常にこれは有効だというふうな考え方と、これは非常に地元地域にとってはリスクの多い事業であるという考え方と、遊休資産の活用というプラスのイメージと、いろんな問題がかかわってくるのかなというふうに思います。そういう意味で、県等におかれましても、一定の条例等に基づいた規制もかけられておるといふには伺っております。ただ、この辺のリスク対策を十分にしておくことを前提とすれば、本市にとって民泊がどのような効果、影響、プラスアルファがもたらされるのかと、こういうご質問をさせていただきたいと思えます。例えば、竹内街道という、いわば150年前に栄えた宿場町。言いかえますと、その当時の宿泊拠点であった、そういう竹内街道の民泊を利用した観光施策であったり、當麻寺参道あたりのそういう景観を活用した民泊であったりとか、非常に葛城市の観光スポットの多い条件を利用した民泊事業、こういうものが観光振興にも非常に効果の高い事業であるかなというふうに思うところがございますけれども、どのようにお考えか、まず部長の方にお尋ねをいたします。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまご質問のございました民泊についてご説明をさせていただきたいと思えます。近年、外国人観光客の増加によりまして、宿泊施設の不足や安価な宿を求めるというニーズから、人口減少により発生する空き家の利活用の1つの方法として、新たな民泊というビジネスモデルが出現してまいりました。民泊につきましては、旅館業法の改正だけでは対応しきれないとの判断から、国は、民泊の安心・安全な提供のため、平成29年6月に住宅宿泊事業法を制定、平成30年6月15日施行を予定しております。このことにより、民泊は宿泊施設が不足しております奈良県や、当然、葛城市にとっても救世主となる手法であり、市内に滞在していただくことで経済効果も期待するところでございます。日本の各地でも同様の理由で、民泊を今後どのように推進していくか検討に入っているところでございます。

民泊の形態でございますが、届け出住宅に住宅宿泊事業者が居住して不在とならない民泊で、事業者自身で管理する家主居住型と、届け出住宅に住宅宿泊事業者が居住していない、不在となっている民泊で、住宅宿泊管理事業者に届け出住宅の管理を委託する家主不在型の2つの形態がございます。空き家を利用した民泊を考えますと、家主不在型の民泊となる可能性も高いと考えられます。この場合、宿泊者のマナーが悪いと、騒音等で周辺地域の生活環境への悪影響が懸念されます。住宅宿泊管理事業者が、近くに営業所があり、苦情等を素早く解決していただければいいのですが、必ずそうとも限りません。よって、空き家を民泊として活用する際には、葛城市に居住していただくことも考慮いたしました家主居住型民泊開業のあっせんや、市内に家主不在型民泊の管理を行う住宅管理事業者の誘致もしくは育成も含めて考えていく必要がございます。ただし、弊害についても並行して対応する必要があり、民泊そのもののメリット、デメリットをよく調査、研究し、今後の葛城市の観光政策につなげられるかどうかをこれから検討してまいりたいと思えます。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 市長の答弁いただけたら、お願いいたします。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 難しい問題を2つひっつけられて質問されているので、まず、基本的に考えますと、空き家問題と民泊というそのシステムの問題は、区別してまず考える必要があるのかなという具合に理解しております。空き家につきましては先ほど申し上げましたのもう除きますが、民泊につきましては、これは、民間がそれをつくられてということでございますので、まず、今度は民泊のシステム、制度そのものが届け出制という非常にやりやすい制度に変わっております。今まで、逆に言えば、民泊のこの制度ができたということは、闇でといたしますか、本来、旅館業ですとか一定の制約のある認可制のものが、簡易的にその許可をとらずにやられてきたものを、新たに届け出制によって掌握していくとか、管理していくという、その考え方に沿ったもので、まず民泊の制度ができたのではないかという具合に理解しております。ただ、民間がやることですので、その需要があるかないのかというのが非常に大きな問題になってくると思います。

議員もご存じのように、葛城市には宿泊施設が非常に少ない状況でございます。大昔においては、竹内という集落は宿泊施設が非常に多うございました。今も屋号が残っているお家がかかりありますが、今、もう1軒も宿屋さんをやっておられません。それと、大字當麻におきましても、以前はユースホテル等があった時期もありますし、當麻寺では宿坊をさされた時期もございます。その時代によって変化するものですから、それは需要とバランスとの兼ね合いやと思いますので、制度としては非常に研究して、それがうまくいくものであればメリットのある制度だとは感じております。ただ、昨今報道されておりますような事件等もありますので、デメリットもあるということは委員も、最初に発言されておりますので、その研究をしていく必要があるのではないかと思います。それと、それを合体されまして空き家と民泊ということなんですけど、では、果たして民泊に向く空き家があるのかなのかということも、まず調べる必要があるのかなと思います。必ずしも空き家だけを対象として民泊をされるわけではない。現在お住まいの中で、その制度を使って届け出して民泊したいとおっしゃる方が出てこられたら、それは観光面でも役に立つのかなという理解の仕方しております。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 ご答弁いただきましてありがとうございます。私が冒頭に言ったかと思うんですけども、地域の遊休空き家とその活用については、民泊の方法もあるのかなと。ただ、行政としてちゃんとつぼを押さえておかないといろんな迷惑施設になってしまうので、その辺のところも条例等々で規制するものであれば規制しておかないといけません。葛城市にとっては非常に似つくような1つの法改正といいますか、規制緩和といいますか、そういうふうなことでお尋ねをしたということでございます。もったいないという観点で、空き家の遊休家屋の活用を進めていただくということをご提案させていただきました。

ある調査によりますと、アメリカ、イギリスでは、新築家屋の売り上げ件数よりも中古物件の取引件数の方が多いと、こういうことらしいです。日本の住宅が簡素で、アメリカ、イギリスの住宅がすごく坪当たり単価が高いから、長年使うように設計されてるねんということなのかどうなのか、そこはわかりませんが、事実、そういう取引件数率というふうに伺っています。

一方と申しますか、新築から取り壊しまでの年数をこの調査でやっておられまして、日本は新築から平均27年で大体ぶっ壊してると。それに対してアメリカでは67年間ぐらい使っていると。イギリスでは81年と、こういうふうな調査データもございます。恐らく日本のお家も、旧の町並みを見ておられますと、80年や100年十分に持ちこたえるだけの素材も使われて、元も入れられたお家でありながら使われておらないという、非常にもったいないという感覚も私には非常に強うございます。そういうようなことも含めて、地域の遊休資産という考え方に立って、今後の利活用も十分にご検討いただけたらと、観光振興につなげていただけたらと、そういうことでお願いしておきます。

次に、食育と地域農業の振興につきましてお尋ねをいたします。このことにつきましても、平成26年と平成27年、2回質問をさせていただきました。また、この内容につきましては、川村議員等も食育、学校給食につきましては再三ご質問もいただいている。なかなか難しい内容がこういうふうにさせているのかなというように思いますけれども、お聞きをします。食育という言葉は、余り古くないらしいです。平成17年にできたというふうに伺っております。理由は、経済成長に伴って食生活が乱れて、好きなものを食べることによって、生活習慣病であったり成人病、こういうものが非常に日本人に多くなったと。食べるものを指導する必要があるのかなと、こういうふうなことが原因で、食育が始まった理由やと伺っております。県におきましても平成17年から始まっていますので、県レベルの食育推進計画、平成30年度に3期目の計画が策定されておるというふうに伺っておりますが、概要を簡単にご説明願えたらと思います。

吉村議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部長の巽でございます。ただいまのご質問の第3期奈良県食育推進計画について、わかる範囲でご説明させていただきたいと思っております。

まず、この計画につきましては、平成30年度から平成34年度までの今後5年間の計画でございます。まだ県議会の方へ説明がされていないようで、あくまで計画案の段階ですが、わかる範囲でその概要についてご紹介させていただきたいと思っております。まず、施策推進に当たっての基本方針案でございますが、この計画は4本の柱からなっております。まず1つ目でございますが、健康づくりを推進するための食育、2つ目が、次世代の健全な食習慣形成のための食育、3つ目が、奈良県の食の魅力向上のための食育、4つ目が、食育を支える食環境づくり、以上の4つでございます。

その内容についてご紹介させていただきますと、まず1つ目の、健康づくりを推進するための食育では、減塩対策、野菜摂取の増加、バランスのよい食生活、生活習慣病予防のための食生活改善、高齢者の低栄養予防、妊産婦、乳幼児の栄養指導への取り組み案が示されて

います。

2つ目の、次世代の健全な食習慣形成のための食育では、保育所、幼稚園等における食に関する体験の推進、小・中・高等学校における食育の指導、体制の充実、学校給食を生かした食育の推進への取り組み案が示されています。

3つ目の、奈良県の食の魅力向上のための食育では、県産農作物のブランド力の向上、販売プロモーションの強化、地産地消の推進、食文化の伝承への取り組み案が示されています。

最後に、4つ目の、食育を支える食環境づくりでは、食に関するリスクコミュニケーションの推進、食の担い手の育成と活動支援、多様な主体による食育推進の連携強化などの取り組み案が示されています。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 これも2月9日の新聞のところに、でかでかと余りにも大き過ぎるぐらいに出ておりましたので、私、あえてここで取り上げさせていただくことにしたんですけども、大きなタイトルに、野菜摂取増、給食に地場産品と、こういうタイトルで、健康的な食習慣をとということで県食育計画が今作成中であると、こういうふうなことが挙げられてるとということで、今お尋ねをしたところでございますけれども、ただいまご説明がございましたように、次世代の健全な食習慣獲得のための食育、奈良の食の魅力向上のための食育、この4つの中の2つに関しまして質問を集中させていただきたいと思えます。

私も学校給食が始まったころの年代でございます。恐らく小学校1年のときは弁当があったけども、2年生から学校給食が始まったのかなぐらいの記憶でございます。これによって私が食べたこともないパンを学校給食で食べるようになった。飲んだこともない牛乳を学校給食で初めて味わった。その味は、決しておいしくはないですけども、毎日毎日学校給食をパンと牛乳を食べることによって、1つの体に身についた食習慣が、アメリカの計画のもとにきっちりとはまって、国民が今やパンと牛乳の生活になれたということなのかなと。これが食習慣、食育なのかなと。こういうふうな意味からも、非常に学校給食における食べ物の指導、教育というのは、将来の子どもを形成する意味では大きな影響があるのかなと、こういうふう感じております。

この中に学校給食を生かした食育の充実、地場産物の活用に向けて関係機関と連携して拡大を図るべきであると、こういうふうにもされております。つまり、学校給食への地元利用の割合、これを向上することだというふうに理解をしております。前回の平成26年6月の質問のときには、食育基本法で定められた数字は、地元利用率を30%というものが国の1つの方向として掲げられております。そのときの報告では、本市の給食の地元率、その当時は新庄と當麻とにセンターがございましたので、9%と10%ぐらい、大体10%前後というふうな報告を受けた記憶がございますけれども、現状の地元使用率についてお尋ねをいたします。

吉村議長 和田教育部長。

和田教育部長 教育部長の和田でございます。よろしくお願いたします。

それでは、現在、学校給食で使用している主な葛城市産の地元野菜の方でございますが、

まず、葉ネギが1,291キログラム、タマネギが2,403キログラム、ナスビが261キログラム、キュウリが214キログラム、大根が670キログラム、ジャガイモ104キログラム、キャベツ291キログラム、サツマイモ220キログラム、チンゲンサイ150キログラム、水菜156キログラム、白菜5キログラムで、その他合わせまして、葛城市産という割合で申しますと7.44%ということでございます。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 残念ながら前回の10%より低下しておると。多分、目標に向かってというご答弁をいただきながら、下がっておるといふ実態です。新しい給食センターができましたそのときにも、地元使用率を上げますといふのは当然うたわれておったといふふうに記憶しておりますけれども、逆に下がっておるといふのが現状かといふふうに思います。伸びない理由、低下した理由、これは当然、理由を聞いたら、多分おっしゃられる理由は2つあると思います。1つは、農業生産量が減少しておるといふことです。地域の農業の衰退が原因やと、こう言われるといふふうに推測いたします。もう1つの原因は、具体的な対策が講じられていないこと。これが2つ目の理由かなと。そこで、本市の学校給食の食材、どのような仕入れの仕方をしておられるのかお尋ねをいたします。

吉村議長 和田教育部長。

和田教育部長 ただいまご質問の野菜の仕入れ方法ということでございますが、仕入れ方法といたしましては、平成27年度から1カ月単位で各野菜の量を示しまして、「當麻の家」様で地元野菜主要6品目、タマネギ、キャベツ、キュウリ、ジャガイモ、大根、白菜でございますが、これにつきまして見積もりをいただき、特別に入荷していましたが、「當麻の家」様の方から、地元野菜がそろわず入荷できない。また、見積もりを出したときと出荷する時期で価格が合わない。合わず入荷できないと申し出ることが多くなっているため、地元の八百屋さんなどで見積もり合わせにより入荷しているところでございます。

注文の際には、できるだけ地元野菜を求めて発注し、葛城市産、奈良県産等の表示を納品伝票に記入して入荷されています。その納品伝票をもとに野菜の地産地消率等を計算しているところでございます。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 「當麻の家」でお願いしておる。「當麻の家」については、その注文のときに店頭でどれだけの野菜があるかによって納入する量が左右されると、こういう1つの流れかと思えます。要するに、これは学校給食に納めるためにつくった野菜だといふ1つの目的があつての農産物というスタートではなしに、そこにどれだけそのときに食材があるかといふ1つの流れが問題になるのかなといふふうに思います。30%に向けての目標意識、普通、民間企業の目標意識といふのはもっと高いものがあるかといふふうに私は思います。目標を達成できない場合は、管理職についてはいろいろと強いご指導を受けると。これが民間の1つのしきたりでございます。市長も笑っておられますけれども。そういう目標意識をもうちょっとしっかり

持っていただくならば、10%がせめて11%にもなるかなというふうに思いますので、目標達成は1つの方針を出していただく。それから、関係者の話し合い、そういう場所をつくらなあかんのと違うかと。それから具体的な策、これを講じなくてはあかんのと違うかと。このプロセスがどういうふうに取り組みられてたのかと。そこが疑問視するところでございます。

以前に農林課の方にも農家とのいろんな連携、これは教育部長の判断で農家育成、確保までできないという横断的な組織対応が望まれるところでございますので、時間の都合もございまして、その辺の取り組みを過去には池原部長から、そういう連携プレーをするというふうにご答弁もいただきましたが、その実施がなかなか見えてこない部分がございますので、早急にこの体制を整えていただきますよう、それから30%に向けての取り組みをお願いしたい。

箕面市の例を1つ挙げさせてもらいます。箕面市の市長につきましては、学校給食の地元農産物の利用に非常に興味を持たれたということを知ってましたので、ホームページを見ました。学校給食に箕面市の野菜の出荷をいただける農家さんを募集していますという6ページにわたる募集案内でございまして。具体的にどんな野菜を、何月にどれだけ欲しいんだという詳細な募集内容でございまして。結果、ゼロ%の実績が6カ月で16%まで上がったと、こういう事例もございまして。いろんな方法をとって地元利用率向上につなげていただきたいということをお願い申し上げておきます。

次に、台風21号の復旧状況、今後の対策につきましてお尋ねをいたします。山麓地帯の農地につきましては、土砂がまだ現状、堆積されたままの田んぼが多く見受けられます。もう既に今年度の水稻の作付時期にも当たるかと思われまして。これ、水稻に間に合うんですかということでお尋ねをさせていただきました。もうここで質問しません。回答は、ちゃんと田植えに間に合うように、土砂は市として除去していただくという、こういう確約をいただきましたので、早急にこの対応に当たっていただくよう、よろしく願いしておきます。市長の方も、山麓7カ大字の今後の景観も含めた取り組みにつきましては、施政方針の中でもご報告をいただいておりますとおりでございまして、こういう台風被害で景観が損なわれるようなことのないように、よろしく願いしておきます。

それから、河川の土砂の堆積でございまして。これにつきましても、台風後、早急に対応していただいて、とりあえず中戸から弁之庄の間の大量に堆積しておった、1メートルからもある堆積を全て除去していただいた。ただ、弁之庄の途中から疋田までの間、私の地元の水田も多くございまして。農家から、あれはどうなるんやと、結構たまってるぞと。私も川に入ってみますと、約40センチから50センチぐらいの堆積でございまして。県の除去堆積の基準となる表面積の1割、要するに川が4メートルで川底が4メートルあれば、40センチ以上の堆積があれば除去する対象にすると、そういう基準があるようですが、それにのっとってやっていただけるのか、端的にお答えできますか。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。ただいまの増田議員のご質問でございます。

河川の方の土砂堆積でございますが、今、議員の方からおっしゃっていただいたとおり、

昨年12月に中戸から弁之庄付近までは緊急措置として対応していただいたところでございます。その下流域につきまして、今、議員からご指摘を受けておりますとおり、疋田池の東側部分で現在、橋の工事を行っている現状がございまして、堰を上げております関係上、土砂がかなり堆積している状況でございます。こちらにつきましては、県の土木の方にも確認をいたしましたところ、今年の田植えまでに除去をするという報告を受けております。その区間についてはまだ未定でございますので、現在、どこまでしていただけるのか不明ではございますが、一応、疋田池の東側付近につきましては、田植えまでに行うという報告を受けておるところでございます。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 今年の集中豪雨時期までには、水害対策も含めましてよろしく申し上げます。

国交省では、中小河川緊急治水対策プロジェクト、こういう堰堤の整備であったり、河道の掘削、水位計の設置など、そういうことを推進されておるといふふうに伺っております。重要水防区間と、こういう区間については重点的にやるということでございます。本市におかれましては、葛城川、それから甘田川、安位川、それから葛下川、太田川と、こういう河川が対象になっているというふうに伺っております。こういう事業も、この河川については1つの重要な水防の監視区間というふうになっております。シーズンを迎えるまでに、この辺の太田川以外のこういう河川につきましても、十分な点検と対応をよろしくお願い申し上げておきたいというふうに思います。

また、南海トラフ等の大きな地震の備えも十分にさせていただきまして、災害に強い葛城市の実践をお願い申し上げまして、私の一般質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

吉村議長 増田順弘君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時30分

吉村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番、梨本洪珪君の発言を許します。一問一答方式で行います。

2番、梨本洪珪君。

梨本議員 皆様、こんにちは。梨本洪珪です。初めての一般質問ということで少し緊張しております。温かい目で見ただけであればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私の質問は3つございます。1つは、財政健全化について。2つ目は、公共施設マネジメントについてです。そして、3つ目は、業務委託契約について質問させていただきます。

これより後の質問は質問席にてさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 では、これから質問させていただきます。

私は、初めて議員になって4カ月、質問の機会に立たせていただくのは初めてですので、

少し議員としては素人の発言になるかもしれませんが、この時期にしか言えないこともあると思うんです。市民感覚が一番近いといいますか、残った状態でぜひ今回の質問をさせていただきたいと思います。そんな中で、行政特有の用語、これは非常にわかりにくい。私自身も議員にならせていただいて、一番苦労しているのがこの点なんです。いろんなお答えをいただいたときに、なかなかその言葉の意味がわからないということがよくあります。例えば、公債費という言葉をお答えいただいたときに、私、民間の感覚でいうと、どうしても接待交際費かなと頭の中に浮かんでしまったりする。ですので、そういったところもぜひわかりやすくお答えいただければというふうに考えております。簡潔にわかりやすくご答弁いただきますように、初めによろしくお願い申し上げます。

まず、今回の質問は3つございますが、私、細部のミクロ的な質問は、今回するつもりがございません。そうではなくて、市政全般の大きな枠組みの話を、1回目ということで、ぜひ皆様に聞いてみたいんです。

1つ目は、財政健全化について。これについて少し質問させていただきたいと思います。私は、人前でお話をさせていただいたりするとき、それから、自分自身の頭の中を整理するときに、よく迷子のお話をさせていただくんです。迷子というのは、大きく分けると3つございます。1つ目の迷子というのはどういう状態かという、まず今いる場所、現在地がわからない。これが1つ目の迷子だと思うんです。例えば、今自分が近鉄新庄駅にいるのか、尺土駅にいるのか、磐城駅にいるのか、これがわからないという状態。これが1つ目の迷子。2つ目の迷子は、今いる場所はわかっている。ところが行き先がわからない。自分の目的地です。それが笛吹神社なのか、屋敷山公園なのか、それとも當麻寺なのか。こういった行き先がよくちゃんとわかってない。これも迷子です。3つ目は、自分の現在地も目的地もわかっている。ところが、その行き方がわからない。近鉄新庄駅から笛吹神社まで、どう行ったらいいのかわからない。これが3つ目の迷子だと思うんです。今回は、私の頭の中をしっかりと整理する。そして、この中継を見ていただいている市民の皆さんにもしっかりとそういったところが伝わるような、そんな質問をさせていただきたいと思います。

まず、現在地、今自分たちがどこにいるのかを知る。これは、葛城市で言うならば、私は何か。財政分析だと思うんです。今、葛城市の財政がどういう状態なのかというところがしっかりわかってなければ、議論のしようがありません。葛城市が迷子にならないために、理事者、職員の皆さん、そして我々議員だけでなく、市民の皆さんがしっかりと今の現状認識をしていく。これが大事なことだと思います。

イノベーションという言葉が皆さん、今でもよく耳にされると思うんですけれども、この言葉を世に広く知らしめたのは、ヨーゼフ・シュンペーターという経済学者です。彼は、租税国家の危機という著書の中で、このように伝えています。社会が転換期にあるとき、必ず財政制度が危機に陥る。したがって、社会の転換期、危機の時期においては、財政を分析することが社会分析の出発点である。私もしっかりと葛城市の財政を分析して、今の状態を認識させていただきたいと思います。

ということで、私自身、いろいろと今の葛城市の財政を調べてきました。ところが、民間

と違って行政の財政というのはすごくわかりにくい。これが私の正直な気持ちです。民間だと大体決算書というのは同じような形式で、大体自分の会社もよそ様の会社も同じような形で読めるんです。その中でも財政分析、財務分析をするとすると、例えば、大きな指標で総資本経常利益率であるとか、総資本回転率、売上高経常利益率、こういったものを分析することによって、自分の今の現在地、収益性が悪いのか、安全性が悪いのか、それとも損益分岐点が高いのか、そういったところを分析していくわけなんですけど、どうも行政の場合は、これが非常にわかりにくい。ということで、行政ではどのような指標を使って財政分析がされているのか。また、その数字自体をどのように見ればいいのかということからお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

吉村議長 安川総務部長。

安川総務部長 失礼いたします。総務部の安川でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

地方公共団体の主な財政指標といたしまして、大きく3つ挙げられるものでございます。まず1つ目が、財政力指数、次に経常収支比率、そして実質公債費比率というのがございます。最初の財政力指数についてでございますが、地方公共団体の財政力をあらわす指標でございまして、この指数が高いほど財政に余裕があるとされ、この指標が1を超えますと普通交付税の不交付団体となるものでございます。一般的には過去3カ年の平均値によるものでございまして、平成28年度におけます財政力指数、本市の場合は0.53でございました。

次に、経常収支比率についてでございますが、こちらは、財政構造の弾力性を判断するための指標でございまして、人件費や扶助費、また公債費などといった毎年必ず必要となる経常的支出に対しまして、市税や地方交付税などのように毎年歳入として組み入れる経常的収入との割合をあらわす指標となるものでございます。この指標が高くなればなるほど財政構造の硬直化が進んでいると考えられ、平成28年度の値につきましては、96.8%といった状況でございます。

最後に、実質公債費比率でございますが、地方債の元利償還金が財政に及ぼす負担をあらわす指標でございまして、その数値の低い方が財政が健全とされるもので、一般的には過去3カ年の平均値であらわされるものでございます。なお、平成28年度の値につきましては5.8%となったものでございます。

以上でございます。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 今、部長からご答弁いただきました。大きな指標としては財政力指数、経常収支比率、そして実質公債費比率があるというふうにお答えいただきました。その中でも、私が今お聞きした数字の中で気になるのは、高ければ硬直化が進むと言われていた経常収支比率なんです。これは、わかりやすく言うと、例えば、家計で言うならば生活費です。生活費に対して給料がどれぐらいの割合なのか。これを示す指標だというふうに分ければわかりやすいかと思ひます。例えば、25万円の生活費を使って、収入が25万円であれば100%です。ところが、20万円の生活費であれば、25万円の収入があったら80%になりますし、これを30万円使つてると100%を超えて120%になると。この指標を葛城市で調べてみますと96.8%。もう100%

に近い数字が出てきてるわけです。

私は、これまで葛城市というのは非常に財政状態がいいというイメージがありました。私は、葛城市に生まれ育って48年になりますけれども、ずっと財政状態はいいんだという、そういうイメージで今まで来ました。ところが、このイメージと実際の数字にはギャップがあるのではないかというふうに感じております。そこで、正確に知るために、ここ数年の葛城市の経常収支比率をまとめてきました。それが、この表になるわけなんですけれども、例えば、平成23年度は82.2%であった。ところが、平成24年、平成25年と若干悪くなって、そして、その後は平成26年、平成27年、平成28年とどんどん悪くなっていった。特に平成27年度から平成28年度にかけては、6.2%も経常収支比率が悪化している。ここに対しては、私は非常に不安と懸念を感じてるわけです。そこで、この要因をぜひ教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

吉村議長 安川総務部長。

安川総務部長 総務部の安川でございます。

ただいまのご質問でございますが、平成28年度の経常収支比率は、先ほど申し上げました96.8%でございます。おっしゃられたように、前年度比6.2%の増となったところでございますが、県内39市町村の動向におきましても、2団体以外は全体的に上昇傾向であったということでございます。なお、本市の経常収支比率が上昇しました要因につきまして、昨年度比率では分母となる経常一般財源収入が減り、分子となる経常一般財源支出がふえたことによるものでございます。まず、収入面におきましては、平成28年度決算額が88億6,276万2,000円で、前年度比2億5,337万4,000円の減額でございます。その主な要因でございますが、まず、市税では8,101万9,000円の増額、普通交付税におきましては約9,700万円の減額、また、臨時財政対策債におきましては約1億4,000万円の減額、こういったものが主な減額の理由でございます。

次に、支出面でございますが、平成28年度決算額が85億7,901万5,000円で、前年度比3億1,358万2,000円の増額となっております。こちらの主な要因でございますが、まず、公債費と申し上げますのは、起債の借入れに対する返還金のことでございまして、こちらの公債費につきましては、平成28年度の決算額が12億3,299万8,000円となっております。前年度比1億5,917万4,000円の増額となったものでございます。主には元金償還がそのうち1億7,294万1,000円の増額となっております。その内訳としまして、合併特例債が約8,900万円の増額、緊急防災・減災事業債が約5,700万円の増額となったものでございます。さらに、物件費におきましては、平成28年度決算額で16億2,432万8,000円で、前年度比1億2,065万8,000円の増額となっております。こちらの要因の中では、公共バス運行委託料で4,611万7,000円の増額などが挙げられるものでございます。

以上が主な要因でございます。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 要約しますと、収入面では、市税は8,101万円ふえている。ところが、合計になると2億5,537万円の減額。つまり、収入がそれだけ減ってるわけです。一方、支出面、これは公債

費などで約3億1,358万円の増額。つまり、分子がふえて分母が減ってるわけですから、当然、数字は悪化していくわけです。奈良県が発行しております、あなたのまちの財政状況、これは私がコピーしてきたものですので、実際に県に行くところとちゃんとした冊子をいただけるわけなんです、平成29年3月版です。ここで平成27年度のあなたのまちの財政状況、この中に葛城市も当然出てきます。それを見ると、平成27年度の90.6%というこの数字。ここに至るまでの過程であったりとか、この数字自体を県の分析ではどうされてるかという、経常収支比率が要治療プラス悪化しているのは、県内で平成27年度は2つだけなんです。その2つのうちの1つに葛城市が入ってるわけです。このことから非常に私は危機感を覚えるわけです。県内順位も、実は82.2%のときは、県内全ての市町村の中で上位2番だった。上から2番目によかった。ところが、どんどんこの順位も下がってきている。私は、本当に心配しています。何を心配しているかという、96.8%まで来た、この先の数字です。平成29年度はどうなってしまうのだろう。これは、更に悪化するのか、それとも改善していくのか。また、それに対する今後の改善策をお持ちであれば、それもあわせてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

吉村議長 安川総務部長。

安川総務部長 ただいまのご質問でございますが、今後の改善策ということの中でのご説明になります。今後の見込みにつきましては、歳入の根幹となります市税や地方交付税の伸びが大きく見込めない状況の中で、扶助費や公債費等が増加傾向にあることが予測され、経常収支比率の上昇が推測されるところでございます。しかしながら、経常的な部分では、庁舎を初め、福祉施設や学校施設、また体育・文化施設などに新電力を導入いたしまして、電気料金の削減を図るとともに、政策的には子育て政策を初め、住みよいまちづくりのための環境をすることによりまして、人口や税収の増加につながるよう、引き続き一層の努力をしてみたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 今、部長からのご答弁で、今後の見込みは、経常収支比率が更に上昇する可能性があるというふうにお答えいただきました。であるならば、本当に早急な対策が必要だと私は思うんです。実際にこの数字というのは、私は、今やっていることがそのまま数字に反映してるのではないと考えています。どういうことかという、以前、数年前にまいった悪い種が、今この数字として悪い状態が出てきてるのではないか。これが今の葛城市の現状だと思うんです。一方、こういう悪い時期にこそ、私はいい種をまく必要があると思います。先ほどご答弁の中にもありました、例えば新電力の導入、これは補正予算の中でも見させていただきましたけれども、非常に大きな効果を発揮していると、このように考えています。各部署、それぞれ各課員の方、職員の方が一生懸命考えていただいているというのは、私は伝わっております。実際に庁舎内は、お昼の時間などは消灯などをされることによって、少しでも経費を削減していこう。この努力は本当に伝わっておりますし、よく頑張っているというのが私の感想でございます。そこで更なる知恵を出していただいて、税収増加、これは、今年度税

収増加があったということもしっかりと分析していただいた上で、この先どのように更につなげていくのかということをやっていただきたい。そして、豊かなまちづくりの取り組みに対して、この数字を意識しながらやっていただきたいというのが私の思いでございます。

今は経常収支比率についてお聞きしましたが、もう一つ、私は気になる数字があるんです。これは何かというと、財政調整基金という数字です。この財政調整基金というの、なかなか民間では聞きなれない。わかりやすく言うと、家計で言うならば貯金、企業で言うならば内部留保に当たるのがこの財政調整基金ではないかなと、私はこのように見ております。国や県と違って、市町村は予算をその年度で使い切るのではなくて、繰り越せる。余った分に関しては、こうやって調整基金として積み立てるということができるということも聞いております。ところが、市の財政調整基金を調べてまいりました。このパネルにありますように、平成25年のときには33億9,000万円がまだあった。若干そこから平成26年、平成27年とよくなっていっていったわけなんですけれども、この時期は県内他市町村でもよくなっている時期ではないかと思えます。ところが、平成27年を境に、平成28年度は25.5億円、そして、平成29年度は見込みで18.4億円と、非常に平成27年に比べると約半減のところまで財政調整基金が取り崩されてるわけでございます。取り崩し、非常にここに関しても危機感を感じております。ぜひ、財政調整基金が今後どのように取り崩しの見込みをされてるのか。この辺についてもお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

吉村議長 総務部長。

安川総務部長 それでは、まず初めに、平成28年度の決算の状況からご説明申し上げますと、平成28年度におきましては財政調整基金9億4,000万円を取り崩しておりまして、その要因を前年度比較いたしますと、まず、歳入面におきましては、普通交付税が合併特例措置の段階的縮減によりまして約9,700万円の減、また、臨時財政対策債におきましては約1億4,000万円の減、それと、前年度繰越金が約4億3,600万円の減となっております、さらに、歳出におきましては、新市建設計画に基づきます、これまでの投資的事業の進捗に伴う合併特例債に係ります公債費で約1億7,000万円の増、さらに、国民健康保険特別会計への繰出金で約8,000万円の増によるものであると考えておるところでございます。

また、平成29年度当初予算におきましては、9億2,000万円の財政調整基金を繰り入れて予算編成をいたしており、年度末の財政調整基金残高を約18億4,000万円と今のところ見込んでおる状況でございます。なお、今後の財政調整基金の見通しにつきましては、各年度の予算収支の調整をするための基金であるため、大変予測しがたい状況ではございますが、各年度末に多少なりとも基金取り崩しを減らして決算を迎えられるよう、鋭意努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 今ご答弁いただいた中でも、財政調整基金が減り続けている。そのことに対して、いろんな手を打っていただけるのかなというふうに感じておりますが、ここは、本当に貯金を取り崩していくというのは、家計でも不安が非常につきまとうものです。ぜひここを解消するよ

うに、午前中の質問で増田議員が、各課で目標数値を設定してやってくださいというお話もあったと思います。なかなか行政では目標数値を立てるといことは難しいかもしれませんが、公にせずとも、各部署、課ごとにこういった意識を持って、数値を持ってやり切っていたらと思います。

この質問の最後に、葛城市のホームページの市長の部屋で、一番初めに阿古市長が掲げられてるのが、市政をオープンにし、財政の健全化を図りますという言葉がございます。ということは、市長自身も財政に対して非常に問題意識を抱えてらっしゃるということがうかがえるわけです。そこで、市長にお伺いいたします。平成30年度予算について、主にどのような点に意識を置かれ、予算を作成されたのか、ぜひお聞かせください。また、今後、方針で財政健全化に向けての取り組みについての思いもあわせて聞かせていただけると幸いです。よろしく申し上げます。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。

議員がパネルで示されたとおり、私も非常に財政につきましては危機感を持っております。葛城市におきましては、平成16年に合併してから大きな変化が、多分平成23年にあったと私自身は感じております。平成16年に合併してからの数年間といいますのは、国の財政運営が自民党政権下で縮小の方向で来ました。それが民主党政権にかわりまして、ばらまき政権にまた戻りまして、政権交代がまたあったんですけれども、それ以降拡大の中で国債、国の借金自身も1,000兆円を超える段階まで来ております。ですから、日本の財政そのものが膨張しきっている。その中で本来、地方自治体としてあてがわなくてはいけない扶助費ですとか、福祉費に関係する部門が非常に増大している。当然のことながら、人口構成等の問題もあるんですけれども、膨らんできているというのが実情だと思っております。

その中で私が市長就任後に取り組んだのは、まずぜいたくなものをどうやって削っていくのかという手法です。平成28年度につきましては、就任いたしましたのが10月31日でございます。平成29年度予算に全ての分野でそれを検討することはできなかったんですけども、明らかにこれは、やはり投資的効果が少ないであろうというものを削る方向で予算組みをいたしました。それともう一つ、平成23年から、私は合併バブルという表現を使っておりました。合併バブルで膨れ上がった財政そのものを、どうソフトランディングさせるのかという取り組みをその時点で入れました。

平成29年度予算では、その中で当初織り込まれておりました事業そのものを縮小もしくは取りやめという判断をいたしましたものがございます。その1つに、非常に大きな計画でございましたスポーツゾーン計画、新町のグラウンドの総合計画がございました。それ以外にも数々の事業を縮小といいますか、取りやめという方針で来たものでございます。その中でも、やはり過去の事業の膨大化によりまして、公債費等、今まで使ってしまったお金の借金等もしくは扶助費等の増加を消化しながら、基金の取り崩しになったというのが実情でございます。この傾向は、私は当然、当分の間、複数年続くものだとして理解しております。平成16年に合併してから、当然のことながら合併特例債という有利な起債ではございますが、その中で一般

財源も注ぎ込んで事業拡大をしておりましたので、当然そのツケは複数年かかるというのが私の理解の仕方でございます。平成29年の決算におきましても、その傾向は引き続いていくわけでございます。ただ、行政は継続ですので、それで私の目指すまちづくりにおいて、継続できる自治体としての姿を模索しなくてははいけませんので、まず、無駄とは言いませんが、ぜいたくなものをできるだけ切り詰める。それは、特に行政内部において、それと、余り市民の皆様に利便性の上がらない事業については縮小の指示をしてる次第でございます。

その中で、平成30年度予算の構成といたしましては、施政方針の中でも計画という言葉を非常に入れております。将来において、10年、20年、30年の先に向かって、まずその姿を、計画をつくりなさいということをお願いしておりますので、事業本体としては非常に、ハード事業としては確かに磐城学童保育所の建設費2億円等がございますが、新規の建設事業というのは抑えた形にしております。その中で、予算の内容といたしましては、修繕費であるとか、施設の老朽化に伴う機器の更新であるとか、そういうようなものに重きを置いた予算計上しております。にもかかわらず、やはり台風21号の被災等もございましたので、財政規模としては前年に対して5億円弱しか減らせませんでしたけども、3万7,300人を今超えましたけども、財政規模としては、私は、将来的には130億円台に落ち着く姿を模索しなくてははいけない。

それと、もう一つの考え方がありまして、3万7,300人であるとすればその規模ですけども、仮にそれが人口5万人になればどの規模なのかということも模索しないとイケない。ですから、出るお金と入ってくるお金のバランスをどうやっていくのかということでございます。複数年におきましては、非常に財政的には厳しい状況を予想しておりますが、地道なその作業の中で、できるだけ縮小できるように考えていきたいと思っております。

その中で、これは少し遠い将来になるかもわかりませんが、AIのような最先端技術といいますか、そういうようなものを導入した中で、いかに行政サービスを低コストでサービス内容を落とさずにやれるかというシステムの模索をしていく。ですから、今年度については非常に計画策定が多い内容にしております。ただ、事業としてはやらないとイケない事業は絶対にやらないとイケないんです。その部分について。それと、できましたら市民皆さん方のサービスに及ぶ部分で、人に関する部分はできるだけ削りたくないという意思の中での予算編成をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 市長から丁寧な答弁をいただきました。私の調べる限り、本当に今は危機的状況、転換期にあるのではないかと感じるわけです。財務というのは、悪くするのは一瞬でも立て直すのには非常に時間がかかると考えます。ですので、職員一同力を合わせて、必要、不必要を精査した上で改善に取り組んでいただきたいと思います。

では、続きまして、2つ目の質問に入らせていただきます。次は、公共施設マネジメントの話をお聞きしたいと思います。これは、冒頭でお伝えした迷子の話でいうと、目的地です。どこに行くのかというところをぜひ聞きたいという思いからです。私は、実はここ数年、一

市民の立場から財政悪化状況を見てきて、この原因は何なのか。これは私のイメージ、思い込みで、お役所体質にあるのではないかというふうに思ってたんです。お役所体質というのはどういうことかという、例えば、一般的に言われる公務員像です。職務怠慢であったり、高給であったり、それから好待遇、こういったところが非常に市政を圧迫しているのではないかと、そんなふう感じておりました。しかし、議員として活動をさせていただいて約4カ月。外から見てると中で感じるのは全く違うというのが今の感想でございます。どういうことかという、全てとは言いませんが、私のかかわらせていただいている多くの職員さんは、非常にまじめで誠実で、一生懸命市政に対して尽くされてる。これが私の感想なんです。

一方、高給かというところを調べますと、この指標はラスパイレス指数というのがございます。これは、国家公務員の100に対して地方公務員がどれぐらいの給料をもらっているかということをはかる指数なんですけれども、葛城市は94.5。これは、県内の12市の中で下から2番目の低さです。これも改善をしてきて94.5ですから、高給というにも当たらない。つまり、給料が低い状態でも皆さんは一生懸命やってきていただいている。これが私の感想なんです。ところが、財政がどんどん悪化している。これは何に原因があるのかというふうに考えたところ、私は、生産性が上がっていないのではないかというふうに感じました。例えば、葛城市というのを1つの船で例えると、職員の皆様は乗組員、クルーなわけです。一人一人の仕事ぶりを見てると、一生懸命その持ち場においてオールをこがれてたり、作業されている。ところが、まとまって葛城市という船になると、前に進んでいない。これが今の葛城市の現状なのではないか。このように考えました。そこで、生産性を下げて財務を悪化させている根本的な問題は何なのか考えてみました。私の結論は、公共施設マネジメントが定まっていないことにあると感じております。これまでこの議論に関しては、葛城市誕生以来いろんな場面でされてきたと思います。この議会の中でもいろんな質問があったと思います。そこで、まず最初の質問といたしまして、葛城市公共施設マネジメント推進会議、葛城市公共施設マネジメント委員会、葛城市ファシリティマネジメント検討委員会、葛城市当麻庁舎検討委員会、この4つについて、どのような議論がなされたのか。その内容とこれまでの開催状況をお聞かせください。

吉村議長 安川総務部長。

安川総務部長 それでは、ただいまのご質問でございます。

これまで開催いたしました会議といたしまして、初めに、特別職と部長級で構成いたします葛城市公共施設マネジメント推進本部会議につきましては、平成27年度に2回開催いたしております。ファシリティマネジメント基本計画の策定に当たり、将来コストや数値目標設定、さらに、施設評価の考え方などについて協議をいたしております。次に、公共施設を管轄する所属部長と施設長で構成いたします葛城市公共施設マネジメント推進委員会、こちらにつきましては平成27年度に2回開催しております。先ほどの推進本部会議の下部組織としてファシリティマネジメント基本計画策定に関する将来コストや数値目標設定についての協議をいたしております。また、行政改革推進委員長を初めとし、近畿地方整備局や奈良

県の職員の方々、また大学教授、市民代表の方々に構成いたします葛城市ファシリティマネジメント検討委員会につきましては、平成25年に2回、平成26年に1回、平成27年に4回開催しております。公共施設全般についての現状説明、また劣化度調査やコンクリート強度調査の考察、今後の検討課題、将来コストや数値目標の設定、さらに、施設評価の考え方などについて協議を重ねていただきまして、公共施設マネジメント基本計画の策定に至っております。また、各種団体の長等に構成いたします葛城市当麻庁舎検討委員会につきましては、平成28年度に1回開催いたしております。当麻庁舎の現状と課題について協議をいただいております。

以上がこれまでの各会議等の状況でございます。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 今、部長から答弁いただきましたように、全ていろんなことを計画しながら、検討しながら、葛城市公共施設マネジメント基本計画が作成されたということでした。実際に平成25年から3年間で、この基本計画をつくるのに使われたのは6,344万4,000円。これは、平成28年6月議会において、藤井本議員の質問に対する安川部長の答弁です。私は、会議の内容を精査しておりませんので安易なこととは言えませんが、非常に高額だなというのがまず率直な感想です。その上でこの内容を読みました。すると、この中の庁舎系施設、集客施設、福祉施設、そして公民館など、全てにおいてどのような決定がされているかという、今後のあり方を検討というふうに記されてるわけです。また、方向性を検討したいというふうな記述もございました。私は読んで、え、何を決めたんですか、というのが正直な感想です。じゃあ、これに基づいて次は何ができてきたかという、平成28年3月に作成されたのが、公共施設マネジメント基本計画です。ここではどのように書いているかという、統合や広域化、用途廃止、売却等の検討というふうに書かれています。あと、保有量の最適化ということも書かれています。先ほどの基本計画に基づいての作成ですので、少し進んだ感がございます。ところが、結果的には何も決めていないというのが現状ではないでしょうか。

私は、新人議員になってすぐ議員研修、これは新人議員、今年の6名が参加したわけなんですけれども、ございました。1日かけて葛城市内の各庁舎であるとか、施設を全て見て回らせていただきました。そこでの6人全員の感想は何かというと、新庄、当麻の統合って、本当に進んでるの。施設も老朽化しているし、合併当初より、新市建設計画では公共施設の適正な配置と整備ということがうたわれているにもかかわらず、全く進んでいないというのが感想なんです。実際、旧町単位で整備された庁舎等の機能重複、休止施設の発生、老朽化は、私は財政面からも大きな負担を葛城市に与えてると思います。そこで、財政を圧迫している要因としてファシリティマネジメント、公共施設のマネジメントが未実施であることが関連しているのではないかと、このように考えてるわけなんです。ご意見を聞かせていただければと思います。簡潔にお願いいたします。

吉村議長 安川総務部長。

安川総務部長 初めに、ファシリティマネジメントにつきましては、全国的には人口減少や少子高齢化、あるいは市民ニーズの多様化という中で厳しい財政状況に対応していくため、今後の施

設等について検討されるという考え方でございます。本市では、合併後におきましては、学校給食センターとクリーンセンターを施設統合してまいりましたが、庁舎や文化会館、体育館、図書館などの機能が重複する施設もございます。また、ファシリティマネジメントを進めるためには相応の費用も必要となることから、本市の人口動向や財政状況を十分考慮しながら、バランスよく進めていく必要があると今のところ考えているところでございます。

以上でございます。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 今、答弁にありましたように、財政を圧迫している真の原因は、私は、公共施設の適正な配置と整備のおくれにあると考えてます。長寿命化に向けた修繕、改修というのは当然必要です。しかしながら、そればかりでは根本的な問題解決にはつながりません。合併特例債も残りわずかです。すぐに解消できる問題でないことは重々承知しております。しかしながら、少なくとも総合管理計画の中にある全庁横断的に多様な姿勢で検討する場、これが必要だと思うんです。ということで、最後に市長にお伺いしたいと思います。合併から14年たちました。公共施設の今後のあり方、これを検討する会議、これを決断していただけないでしょうか。よろしくをお願いします。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 かなり厳しい分析をしていただいていると思います。議員のご意見と、実は私の考え方というのは、ほとんど変わっておりません。ただ、今回、新庄町、當麻町が合併いたしまして、新市建設計画を立てるに当たっていろんな協議をいたしました。その中で1つの前提といたしまして、サービスは高くということと、新市の中でどういうまちをつくっていくのかという中で、従前の施設はやはり維持していくということがありました。ですから、その中で協議した内容では、将来的に、2庁舎になりますけども、いずれは1つの場所に、中間地点に統合すべきであろうという結論をいただいてたような内容でございました。本来の合併という作業の中では、やはりスクラップとビルドであったのではないかというのが私の今での反省点といいますか、その当時も議員をさせていただいておりましたので、今から考えると、やはりそれが本来の新市建設計画の第一の目的ではなかったのかということ、今現在の現状を考えますと、感じておる次第でございます。

このFM計画というのは、ある種人口の構成もあるんですけども、高度成長期に各自治体がいっぱい施設を建てた。その耐用年数が来ているということに鑑みて、これからその維持をどうしていくのですか、それを考えてくださいという意味で、各地方にそのFM計画の策定を命じたというのが国の流れであったと思います。おっしゃるとおり、結論を先送りしているというのが実情です。方向性としては統合の方向に行かないといけないということは明らかでございます。ただ、その歩む道のりはどうあるのかということは検討していかないといけない。

それと、もう一つは、全ての施設を1つにすることがいいのかどうかということも検討していかなければいけない。例えば、文化施設であったり、体育館ですとか、いろんな福祉施設もございます。それが果たして1つに統合していいのかという議論もあります。ただ、庁

舎に考えては、いずれ1つにしないといけない。これはもう大前提でございます。ただ、その中でどういう経緯をたどるのか。どのタイミングでそこに踏み込めるのかということについては、いろんな要素を考えて判断していかないといけないと思います。方向性は、庁舎は必ず1つにしていけないといけないという方向に向かって間違いはないと思います。施設については、その施設の性質によって複数施設を維持することが大切であると思われるものについては、複数施設を維持するという結論を得る必要もあるのかなと思います。

それと、もう一つは、これもやはり人口規模、葛城市の規模の話なんですけども、将来的にどういうまちを目指すのかという、その目標に沿ったものもその要素の中に含める必要があるだろうと。今の施設というのは、旧町の1万5,000人より多いところと若干少ないところとが合併した中で複数施設あるわけなんですけども、今現在3万7,300人と言いましたけども、その人口規模を将来的にどのように見込むのかということも、その施設のあり方についての判断基準になるかと思えます。方向性としては、お話のとおりの方で間違いはないと思いますが、今それを具体的に決定するという作業をすぐにとということにはなかなかならない。これは、過去の一般質問の中でも申し上げたんですけども、やはり合併作業というのは非常に一大作業でございました。昭和の大合併から平成まで約50年かかりました。その年数を見てますと、約50年ごとに自治体の規模というのは、やはり拡大傾向にあるというのが国の方針の中で出てきたサイクルでございます。これが平成の大合併から50年後に、果たしてそのような自治体の枠組みの変化があるのかどうかはわかりませんが、それを考えたときに、3万7,000人では今の施設を維持するということは無理であろう。であれば、逆に言えば、その人口規模としてどれだけの人口規模の自治体にならないといけないのか。私は、基礎自治体としての最小規模は5万人だと理解している次第でございます。いろんな議論をいただきまして、方向性としては間違いはないと思いますが、その結論を得るまでにはあとしばらく時間をいただきたいと思っております。

以上でございます。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 今、市長からご答弁いただきましたように、多様な角度から検討いただきたいと思えます。私はちょっと不安だったんです。平成29年の施政方針の中には、この公共マネジメントの推進ということが入ってたんですが、平成30年度の施政方針には入っていない。このことも含めて、検討する場をぜひ早期につくっていただくということをお願いしたいと思います。

では、最後になりましたが、葛城市の業務委託契約についても若干ふれさせていただきたいと思えます。ここまで、現在地、財政状況です。それから目的地、これは公共施設のマネジメントという話をさせていただきました。その行き道、これは1つではないと思えます。いろんな行き方があると思うのですが、やはり正しい方法で目的地にたどりつく。これが大事だと思いますので、幾つか質問させていただきたいと思えます。例えば民間では、利益が出なくなるとどう改善をするかということ、まず売り上げを伸ばすことを目的にするのではないんです。何をするかということ、まず漏れてるところのふたをすることから始まります。これは、変動費、つまり仕入れをしっかりと見ていく。仕入れ量が適切なのか、金額

が適切なのか、ここを見ていくということが民間でやる財務改善です。

では、行政は何に当たるのかというと、私は、これは業務委託契約に当たると思うんです。実際に競争原理が働く入札というものは、これは、問題があるかないかは別にしても、わかりやすいです。ところが、一般競争入札、指名競争入札、競り売り等と違って、随意契約、これは非常に気になります。昨年もそういった問題で、随意契約の問題が葛城市で大きく取り上げられたと記憶しております。また、近年は長期継続契約、これも多いと聞きます。単年度内で契約を終結していくというのが基本的な考え方だと思うのですが、長期継続契約、このあたりについて、まず手続、随意契約、長期継続契約はどのようにやってるのかということをもっと簡潔にまとめてお伝えいただけますでしょうか、お願いいたします。

吉村議長 安川総務部長。

安川総務部長 それでは、まず初めに、業務委託におけます随意契約につきましては、各担当課がその業務内容や予定価格、また実施期間等を定め、その業務が競争入札による契約か、あるいは随意契約によるものかをまず判断いたします。その基準といたしまして、地方自治法施行令第167条の2の第1項の中では、例えば第1号といたしまして、予定価格が基準額以下のもの、第2号では、性質または目的が競争入札に適さないもの、第5号では、緊急の必要によるもの、また、第7号におきましては、有利な価格で契約する見込みがあるものなど、各号の規定に基づき判断をいたしておるものでございます。その上で、数社または1社による見積もり合わせを行い、最低価格者と契約するか、あるいはプロポーザル方式による選考をした上で、提案された価格と業務内容を総合的に判断し、最高得点者と契約する方法とがございまして。

次に、長期継続契約につきましては、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づきまして、複数年の契約をすることができるもので、年間を通じての業務や単年度契約では業務の履行に際し支障が生じる業務につきまして契約を行うものでございます。こちらも担当課におきまして複数年にまたがる契約をすることにより、例えば、年度当初からの引き続き業務を行えることや、契約金額を抑えられることが見込めるなどの利点も考慮の上で、契約事務を進めるものでございます。

以上でございます。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 今お聞きした中では、随意契約の場合は数社による見積もり合わせ、プロポーザルというのは、私はまだ理解できるんです。ところが、1社による見積もり合わせ、これ、本当に見積もり合わせと呼べるのか。ここは相当慎重に判断しなければいけないと考えます。また、長期継続契約です。これは、単年度よりも利点があるから長期にされる。これが理由となってるわけですから、本当に長期で利点があるのか。契約される際にはより慎重さが求められます。

では、もう一つ質問なんですけど、これも簡潔にお答えいただきたいのですが、平成29年度の業務委託契約の中で複数年にわたる随意契約、この中で金額が大きいものがあれば、どういふものがあるのかということをお教えください。

吉村議長 総務部長。

安川総務部長 昨年11月時点での状況でございますが、その件数といたしまして、各部にわたるもの
でございますが、86件ございました。特に金額の大きいものといたしまして、年額ではござ
いいますが、葛城市コミュニティバス運行业務委託が7,992万円、葛城市リサイクル施設運
転管理及び資源ごみ等収集運搬処理業務委託が1億5,889万7,600円、また、葛城市クリーンセ
ンター焼却施設運転管理業務委託におきましては8,637万8,400円、最後に、葛城市学校給食
センター調理配送等業務委託、これは月額ではございますが、798万1,200円などが主な契約
内容でございます。

以上でございます。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 今お聞きしたように、相当高額な随意契約の長期契約がなされているということでござ
います。きょうはマクロ的な話をさせていただいておりますので、細かい部分に関してはこれ
で差し控えたいと思いますが、最後に、市長から一言、このような高額な随意契約があるこ
とについてのお考えを簡潔にお答えいただければと思います。よろしくお願ひします。

吉村議長 市長。

阿古市長 随意契約につきましては、それなりの理由があるんですけども、議員ご指摘の話もわかり
ますので、一応検討させていただきたいと思ひます。実は、今年度予算につきましては、ご
み焼却施設運転管理委託とリサイクル施設運転管理、資源ごみ等運転実績、運搬業務につ
いての随意契約について、一応考察をするように予算づけをしております。ですから、その時
点でいろんな議論があつて、それをまた議会の場で紹介させていただいて、ご意見を頂戴し
たいと思ひております。そういう予算づけがありますので、また予算委員会の席でも質問し
ていただけたらと思ひます。

以上でございます。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 きょうは大きな視点で質問をさせていただきました。現在地を見誤つていては、私は目的
地にたどりつけないと思ひます。目的地が明確でなければ、そこまでの努力は無駄になりま
す。また、間違つた行き方で行くならば、余計な労力がかかります。どれも当たり前のこと
です。私は、このファシリティマネジメントや契約関係については、当たり前のことができ
ていなかった数年間ではないかと、このように考えております。何事も悪くなるのは早いで
すが、よくするには時間がかかります。葛城市の財政をよくするために、市民の理解と職
員の努力が不可欠であると考えています。ぜひ、新人議員だからこそ感じる点、ここをき
ょうの質問から受け取っていただき、また、現場の職員さんも、新人、若い職員さんが短期ス
パンでいろんな職場を経験できる、そんな体験づくりを通して更なる知恵を結集して、この
葛城市政、理事者、職員が一体となって進めていただきたいと思ひます。ご丁寧な答弁あり
がとうございました。

これで私の質問は終結させていただきます。ありがとうございました。

吉村議長 梨本洪瑠君の発言を終結いたします。

次に、11番、西井覚君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

11番、西井覚君。

西井議員 皆さん、こんにちは。議長の許可を得て、私の一般質問をさせていただきます。

質問内容は、市政検討委員会について、また職員の懲罰についての2点、一問一答方式で質問させていただきます。質問内容について、関連性の都合により前後する場合がありますが、ご理解してもらおうようによろしくお願いいたします。

それでは、質問席から質問させていただきます。

吉村議長 西井君。

西井議員 私、市議会議員をさせていただきまして4期目になるわけですが、私が議員になった当初から、4回の選挙の中で公平で公正な葛城市のまちづくり、また、市民の声を市政に反映するというのを公約のもとに4回の選挙を闘ってきたわけですが、その私の思いの中で今回の質問をさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

まず、質問1として、市政検討委員会について、設置日及びそれ以降の開催状況につき、質問させていただきます。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。ただいまの西井議員のご質問に答弁させていただきます。

市政検討委員会の動向につきましては、議会に対しましては折に触れ、報告または答弁させていただいているところでございますが、設置日及び開催状況につきましては、次に申し上げます。まず、葛城市市政検討委員会設置要綱でございますが、こちら、平成28年12月21日に公示、施行されてございます。こちらが設置日と位置づけられるものと考えております。また、その後、これまでこちらの委員会は14回開催してございます。以下、これまでの開催状況及び議題について申し上げます。まず、第1回は平成29年1月26日に開催されまして、市政全般について取り扱っております。第2回は平成29年2月6日、こちらでも市政全般について取り扱ってございます。第3回につきましては平成29年2月21日に開催されまして、こちらは地方創生関係交付金のレビューを行ってございます。第4回は平成29年3月28日に開催されまして、こちらでも地方創生関係交付金のレビューについての取扱いをしております。第5回につきましては平成29年6月29日に開催されまして、こちらではデジタル防災行政無線の関係についての取扱いをしております。第6回につきましては平成29年7月11日に開催されまして、こちらでもデジタル防災行政無線関係の議論をしております。第7回は平成29年7月18日に開催されまして、こちらでもデジタル防災行政無線関係でございます。第8回につきましては平成29年7月28日に開催されまして、こちらは道の駅事業関係の審議がされております。第9回につきましては平成29年8月23日に開催されまして、こちらでも道の駅事業関係でございます。第10回は平成29年9月4日に開催されまして、こちらでも道の駅事業関係でございます。第11回は平成29年9月20日に開催されまして、こちらでも道の駅事業関係でございます。第12回につきましては平成29年9月26日に開催されまして、こちらでも道の駅事業関係でございます。第13回につきましては平成29年10月3日に開催されまし

て、こちらも道の駅事業関係でございます。最新の回が第14回でございます。平成29年10月10日に開催されました、こちらも道の駅事業関係でございます。

以上でございます。

吉村議長 西井君。

西井議員 まず最初に、議会に対して折に触れ報告しておるところでありますという答弁であります。議会の方に報告を何回されたのか、答弁をお願いします。

吉村議長 企画部長。

飯島企画部長 まず、報告の状況でございますが、地方創生関係交付金に係る事業評価の結果でございますが、こちら、平成29年6月に全員協議会の場で報告させていただいております。続きまして、デジタル防災行政無線の関係、こちら、答申が出ておりますが、こちらは平成29年7月に総務建設常任委員会協議会、全員協議会において報告させていただいております。また、道の駅事業関係の答申でございますが、こちら、報告という形ではございませんけども、平成29年10月にメールボックスにて各議員にお配りしているところでございます。

以上でございます。

吉村議長 西井君。

西井議員 この件についてはまた後で質問したいと思っておりますので、次の質問させていただきます。

市政検討委員会の委員数及び構成、また、どなたが構成員になっておられるか、詳しく説明してもらいたいと思っております。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 市政検討委員会の委員の人数につきましては5名でございます。構成でございますが、弁護士1名、公認会計士1名、職員3名でございますが、うち1名が副市長でございます。残り2名は一般職の者となっております。

以上でございます。

吉村議長 西井君。

西井議員 今の答弁で、弁護士、公認会計士、また職員2名という形で、副市長だけが明示されました。その明示された1人以外について、なぜ明かせないか。また、市政検討委員会がそもそも秘密会ですか。それについてお伺いしたいと思います。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 まず、順番が前後しますが、秘密会かどうかというところなんですけれども、葛城市市政検討委員会設置要綱第5条におきまして、会議は公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため、今後の行政運営に支障を来すおそれがあると認められるとき、会議の公正を害するおそれがあると認められるとき、または、その他公益上必要があると認められるときは、この限りではないとございます。また、一般職2名の話でございますが、本委員会における分析、検証、精査に貢献できる経験を有する者から市長が委嘱してございますが、その名前につきましては、明かすことにより当該職員に対する不当な圧力等が及ぶ可能性がございますので、公開は差し控えたいと考えております。

以上でございます。

吉村議長 西井君。

西井議員 それでは、矛盾点として、職員の名前は明かせないと言われながら、14回の会議で公開でされた回数を教えてもらいたい。

吉村議長 暫時休憩します。

休 憩 午後2時40分

再 開 午後2時45分

吉村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの西井議員に対する答弁からお願いいたします。

副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

事実関係の確認のため、お時間をいただきましたことをおわび申し上げます。先ほど企画部長の方からご答弁を申しあげました全14回のうち、まず第5回目から第7回目、これはデジタル防災行政無線の関係の入札方法等について、あるいは仕様の見直し等を行ってまいりましたので、この内容が外部に漏れますと適正なその後の入札といたしますか、競争のために支障になるということで、これは秘密ということでやっております。それから、第8回目以降の道の駅関係でございますが、こちらにつきましては、まさに固有名詞というか、個人名も含めていろんな個人情報が出てまいりますので、こちら是非公開とさせていただいております。したがって、第1回目、第2回目の市政全般並びに第3回、第4回につきましては、これは秘密にする必要のないもので秘密会ではございませんが、開催日時等について明確に事前にご公表を申し上げて、皆さんが、場合によったら傍聴に来ていただけると、そういった体裁を整えて実施をするという手続を踏んでいただけてはございませんので、実質的には傍聴人はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

吉村議長 西井君。

西井議員 これ、実際、答弁されてることと全然合わない。公開すると言いながら、公開したら誰と誰と誰が委員かというのを目の当たりにわかるわけや。その公開は不当な圧力などが及ぶ可能性があるからせえへんねんと。どこから不当な圧力がかかるのかと。それを、例えば、不当な圧力として、議会人というのは職員に対するある程度の発言もする。圧力団体という考え方も理事者側にはあるかもしれん。しかしながら、それを言い出したら、不当な圧力をかける一番権力者は、市町村で言えば市長やん。それが諮問機関でやられてるこの市政検討委員会、これはまた現実には議会で議決した機関でもないし、自治法で決められた機関でもない。そのような諮問機関がいろんな結論を出して、いかにも民意を反映するような諮問機関であるというような発言を多々されてるわけです。これ、その形で、いろんな説明を議会にも、先ほども申しあげましたように、十分な説明なしで、大きな問題をこの諮問によりやると。これ、現実言えば、この諮問機関自身が市長の思いの諮問機関にしか見えないと。

吉村議長 傍聴席、静粛にお願いします。

西井議員 実際、諮問機関ならば5名とかいう少ない数ではなく、もっと市民の声を集約した方々が

入ってもらって、いろんな組織、いろんな方が入ってもらって諮問すればよいかと思います。それと、デジタル防災行政無線も含めて、5回から14回の分、これは不正について、不正があるかもしれないということで調査されてる。これ、実際市民からも私はこういう声を聞くわけですが、市政検討委員会というのは、これからの将来の葛城市、また市政の行方を検討するというのが、名称から見ても当然や。しかしながら、罪があるかもしれない。また罪があったかもしれないこと、その罪ばかり検証されている。名前と全然合っていない。罪ある可能性があるところについては、それはまた別の組織をつくって、罪あるかどうかを検討されたらよいかと思います。しかし、市政の検討というのは、市民全体が将来計画で市がどういうふうになるかとかいうことを検討する名前やと。名前とやっておられることが全然合わないし、また、やっておられる答えが議会軽視になってるようなことが多々あると思います。余りこれについては時間がなくなりますので、また次のことについて質問させていただきます。

平成29年10月10日に行われました市政検討委員会の答申において、背任罪、また民事賠償請求などといった法的責任について言及があり、それを受けての平成30年2月15日、刑事告発をされたと認識しております。また、10月10日に諮問された中では、答申の中では、市政検討委員会の答申書には、道の駅かつらぎ整備事業における不正支出に向けた者の法的責任の検討に当たっては、当時の特別職への事情聴取が必要である旨を上申されておりますが、その特別職への聞き取りは行われましたか。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。ただいまの西井議員のご質問にお答えいたします。

今、市政検討委員会の答申に基づいておっしゃった内容でございますが、当時の特別職に対する聞き取りにつきましては、市側としてはその後実施しておりません。

以上でございます。

吉村議長 西井君。

西井議員 都合のええとこだけ答申に従いますが、都合の悪いところは答申に従わないというふうに私は聞こえたわけでございます。やはり、その市政検討委員会の答申について重要という形でいろんなことでやられてるんやったら、この答申に基づいて前管理職、市長ないしは副市長を呼んで事情を聞いて結論を出すのが公平違うのかな。その辺についてももう一度質問します。

吉村議長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

西井議員の質問でございますが、まずは、全体のこれまでの取り組みの流れについて踏まえた上でご答弁を申し上げたいと思いますが、まず、市政検討委員会の設置の形態でございますが、これは、市長の諮問機関でございます。したがって、市政検討委員会の答申を市長がどのように判断をして、その後の市政の実施に移していくか、そのための外部の目も入れた客観的な意見を市政検討委員会に聞くということでございますので、あくまでその諮問の結果を、答申を踏まえて市長がどう判断をして市政に反映させていくかということでありまして、私たち、市政検討委員会の答申、あるいは市政検討委員会そのものの指揮をダイ

レクトに受けて動いているわけではございません。直接お問い合わせの、市政検討委員会の答申の中で、特別職に対する聞き取り等を行っていないじゃないかというお問い合わせがございましたが、それについては事実でございます。ただし、当時この答申と並行いたしました、実は市民グループから住民監査請求が、これは監査委員に対してなされまして、その審議あるいはその答申、勧告が出たわけでございます、これが当時、市政検討委員会で道の駅かつらぎに対するいろんな調査をしておりまして、あるいは答申の方向性と基本的にはおおむねオーバーラップをしているような内容でございますので、住民監査請求の勧告につきましては、その勧告について重大明白な誤り等がなければ、逆に市としてはその勧告に従って、いわゆる地方自治法の規定にのっとり、それを適切に履行していかなければいけないということで、その取扱いを順を追ってしていたところでございますので、結果的に当時の特別職への聞き取りをしていない。ここにつきましては西井議員のおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

吉村議長 西井君。

西井議員 それと、10月10日に答申を出されました。その内容と監査委員の監査報告について、間接的な圧力になってないかどうかについてお伺いしたいと思います。

吉村議長 副市長。

松山副市長 ただいまのご質問に対しては、私ではなくて監査委員がお答えになるのが相当とは思いますが、圧力にはなっていないと考えております。

以上でございます。

吉村議長 西井君。

西井議員 本来なら、監査報告をされてから市政検討委員会がこういう方向性を示せば、そのような質問を私はしません。監査報告されるまでにそのようなたたき台をつくってるというふうな解釈をすると、現実には。その辺の疑われるような行動をされたのではないかと。もちろん、今年2月15日に刑事告発をされておりますね。この告発について、本市は平成29年10月10日にいただいた市政検討委員会の答申に基づき、道の駅かつらぎ整備に係る一連の事業関係について引き続き調査してまいりました。その結果に基づき、2月15日付で刑法虚偽公文書作成など及び地方公務員法違反、守秘義務違反についての刑事告発を行いました。これ、告発された後、告発された15日というのは、私は一般市民からいろいろ聞くわけです。臨時会の要請をされて臨時会をされようとしたとき、これは、市長は日程もわかっておられますわね。市民としては、2月19日の臨時会の内容を希薄化するためにわざわざこの日を選んだのと違うかという声を聞くわけです。そんなつもりでされてないと思いますが、このことについて反省はありませんか。

吉村議長 市長。

阿古市長 全くそんな意思等はありません。ですから、それ以外の答えはございません。

以上でございます。

吉村議長 西井君。

西井議員 日にちについて、そのように疑われるのではないかという反省はございませんか。

吉村議長 市長。

阿古市長 その意思がないものですから、反省等はございません。当然のことながら、監査委員会からの勧告によりまして請求をしております。その請求が来てから一定の期間の相手方から支払い意思等がございませんでしたので、まだ届いてないところも1件ございました。一定の期間を置いて次の、当然のことながら、請求したものについて支払いがないものですから、それについての手続を進めただけでございます。それが早いのか遅いのかといったら、それは意見が分かれるところやと思います。1月中にというのも考えられたのかなという思いはありますけども、一定の考察期間といいますか、返答の確認期間を余分に見たということでございます。

以上でございます。

吉村議長 西井君。

西井議員 それでは、職員の懲罰について、重なる部分もありますが質問をもう少しさせていただきたいと思います。まず、守秘義務違反について告発をされてるということでございますが、なぜ懲罰委員会を開かないで、先ほど申し上げましたように、市政検討委員会の答申に基づき刑事告発されたのか。その辺をちゃんと教えてもらいたい。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。ただいまの西井議員の質問に答弁させていただきます。

刑事告発の経緯でございますけども、まず、葛城市懲罰審査委員会の位置づけについて申し上げます。葛城市懲罰審査委員会は、葛城市懲罰審査委員会設置要綱第2条に所掌事務の規定がございます。その中で、委員会は、市長またはその他の任命権者の諮問に応じ、職員の分限処分または懲戒処分の基礎となる事実及び法の適用について審査するとございます。したがって、審査に当たりましては、懲戒処分の基礎となる事実を明らかにする必要がございますが、本件につきましては、市政検討委員会を含め、法的強制力を有さない市役所の調査で追及できることにも限界がございましたので、司法の場で事実関係を究明していただくことにいたしました。今後、司法の場で事実関係が確認され、本件に係る法的責任が確定した段階で懲罰審査委員会を開催することが適切な手順であると考えてございます。

以上でございます。

吉村議長 西井君。

西井議員 簡単に言うと、懲罰委員会を開くよりも、その罪を司法の場できちっと調べてもらいたいのだと、こういうことですね。しかしながら、12月議会に谷原議員の質問の中で、地方公務員法第29条第1項及び第4項葛城市職員の懲罰手続及び効果に関する条例及び葛城市懲罰審査委員会設置要綱に基づきまして、それぞれ適切な手続を経まして、場合によっては厳正な対応をしてみたいと考えておりますと。これは松山副市長の答弁でございます。12月議会の一般質問の中で出てきた答弁を議員全員が聞いているわけです。懲罰委員会でまず懲罰されるんやなと思っていた。この答弁からいったら、懲罰をかけるのに虚偽な答弁をされた。これ、議会全体に対して問題ですよ。これは議事録に載ってます。懲罰委員会の中で告発せ

んなんというような答えが出たら、刑事告発しはったらええやん。これは、はっきり言って職員に対する恐怖政治です。地方自治法に決められた形の中で懲罰委員会というのはあるわけや。もっと言えば、そのときの質問者の谷原議員にうそをついたことになる。もちろん聞いてた議員にもうそをついたと。私は懲罰したらあかんとかいうんじゃない。それだけの悪いことをしたんやったら懲罰したらええわけや。しかしながら、これはおかしいのと違うのかと。なぜこのような順番を変えたのか。それと、どんな理由であると、議会になぜそのような答弁をされたのか。これをきちっとしてもらえなかったら、これは議会としても得心できる問題違うと思う。

吉村議長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

西井議員のご質問でございますが、再度、懲罰委員会の権能についてご説明をさせていただきます。先ほど飯島部長の答弁と重複する部分がございますが、もう一度詳しく説明をいたします。職員の分限処分または懲戒処分の基礎となる事実及び法の適用について審査するのが懲罰委員会でございますが、当時、谷原議員へのご答弁を申し上げたのは、そういう将来的な手続をいたすということを上申したものでございます。これも部長が先ほども申しましたが、今回、この事実として、こちらの告発のタイミングにつきましてもご意見をいただきましたが、住民監査請求あるいは市政検討委員会での調査として明らかになったいろんな契約上の虚偽公文書の作成でありますとか、それに伴う損害賠償あるいは不当利得でありますとか、いろんな事実の根底として当然の事実行為として、残念ながら当時の職員が一定、違法な行為にかかわったという事実認定がございますが、これについてはまだ、その者にとどまらず、もっと詳しい調査を、これは捜査権を持った司法が、司法の手ではっきりと捜査をしていただくことが必要であろうと。そういう判断の上で刑事告発。その中で、警察あるいは検察の方で十分にその事実関係を捜査いただき、そして、司法的な判断をしていただく。このことが、これは懲罰委員会の権能にはございませんので、その段階をまずは踏んで、そして、その司法判断を踏まえた懲罰の適用等について、これを懲罰委員会で審査すると。そういう流れが妥当であろうという判断をしたものでございます。

繰り返しになりますが、そういったご判断を、市長の判断とご指示のもとに着実に、順番に不正を正していくという全体の大きな目標のもとに、順番にステップを踏んでいるところでございます。

以上でございます。

吉村議長 西井君。

西井議員 10月10日付に市政検討委員会の答申に基づくと、その中で、守秘義務違反は答申にありましたか。まずそれについて教えてください。

吉村議長 副市長。

松山副市長 今、議員が引用しておられるのは、記者会見のときの説明の文言であろうかと思えます。記者に対して大きなこれまでの流れという意味では、一番最初に市政検討委員会の答申があり、その後に住民監査請求に対する勧告があり、一連の法手続が進んでいるところでござい

まして、タイミング的に一番早いのが市政検討委員会の答申でございますので、そういった言い回しで今回の一連の取扱いについて、概況といたしますか、そういった説明をさせていただきました。ただ、今お問い合わせのとおり、市政検討委員会の答申そのものには、そもそも情報漏えいにつきましては、むしろ住民監査請求、それに伴ういろんな一連の動きの中で、まさにそのことの一端はこの議場であったわけでございますから、それについては直接、市政検討委員会の答申の中ではふれられておりません。

以上です。

吉村議長 西井君。

西井議員 そうしたら、この文章、その辺をきちっとして、これ、職員及び職員の家族が、将来的にどのような目に遭うかと、そういうことも含めて、悪いことをしたんやったら悪いことをしたのでええやん。それは処罰したらええやん。私も思います。しかしながら、実際悪いことをしたかどうか調べるのに警察を使うねんと、簡単に言ったら。この文章でいったら、市政検討委員会の答申に基づくと、答申のない部分まで含めて守秘義務違反ということで一緒に告発されている、この答申のために告発したのかと。これ、コメントだけではなく、我々議員にもFAXが送られてる。中身もわかっておりません。理事者もそうやけど、我々議員も、職員というのは一生懸命働いた中で生活をやってる。また、将来の展望も個々に一生懸命やってる。その生活も含めて、いきなりこういう告発の仕方、これ、職員は本当に安心して、先ほども言いましたけど、こんなやり方をしたら、職員から見たら、恐怖政権のもと働いてるから、何をしたらどないなるかと。部長方おられるけど、直接聞いたら返答しにくいから、返答はようしはらへんと思います。実際、職員の立場になって考えたら、現実には恐怖で恐怖でと、いつ何時どのようにされるか。その辺の人権を考えたのかと。

吉村議長 傍聴席は静かにしてください。

西井議員 やはり、職員は一生懸命仕事して、上司の命令も含めていろんな形で円滑に仕事をしてるわけや。こんなことされたら職員は円滑な仕事もできないと。ひいては、市民に大変迷惑がかかる。ちょっと何かあったら警察に言うのかと。職員のためにも内部で処理をするというような包容力はないのかと。こんなんで刑事告発した例が奈良県下にあるのか。もちろん、県からおいでくださってる副市長はご存じとは思いますが、その辺、答弁してください。

吉村議長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

先ほど議員は、私の谷原議員からの答弁の一部を引用なさいましたが、答弁、これは当然言葉のキャッチボールでございますので流れがございます。そして、議員が引用なさった前だったか後だったかは、すみません。私の手元にはございませんので、その前後関係は、そこまではよく覚えておりませんが、たしか、こういう発言も一緒に言っていたかと思えます。当該職員も含めて、今も市の職員は非常に誠心誠意頑張って仕事をしていただいている。そのことについては自分もその働きを認めていると。その中で、そのことをなした職員が、そういった違法行為につながるかどうか認識してそのことを行ったかどうか、これはわからないんだけど、谷原議員のご質問に対しては、その事実関係はございますと、そういった答

弁を申し上げたかと思えます。

(「告発したのかと聞いてはるんや」の声あり)

吉村議長 静粛にしてください。議場です。

(「議長がちゃんと答えさせえや」の声あり)

松山副市長 話の流れがごございますので、続いてお聞きください。

その中で、告発につきましても、これはもう既にご説明をしたとおりでございますが、この事実関係は、その一職員がそのことをなしたと。それだけの事実にとどまるものかどうか、これもわかりません。背後関係としてもっといろんなものが含まれてるのか、これもわかりません。そういったことについては、これは市の内部、あるいは市長の諮問機関として設置をされた市政検討委員会の調査では限界があるという判断から、刑事告発に至ったと。そういった市長のご判断を受けて刑事告発に至ったということでございます。

私の答弁は以上でございます。

(「県下にあったのかと聞いてはるのと違うか」の声あり)

吉村議長 静かにしてください。答弁中です。

松山副市長 答弁漏れがございましたので、それについて答弁いたします。

他の団体でこの状況があったのか、なかったのか。それについては、当時この判断をするのに調べる必要があるという認識はしておりませんでしたので、現在承知をしておりません。以上でございます。

吉村議長 西井君。

西井議員 大体、県下では、地方自治の中で贈収賄、簡単に言えば、お金をポケット入れた。その中で権益を利用したとかいう場合については、刑事告発をすぐやられる例はあると思います。しかしながら、このような話について、まず刑事告発や、今、副市長がおっしゃった、まだ背後関係があるのかなど。これ、職員を疑ってるんですか。職員を疑うような職員の状況やったら、疑ってもよろしいですよ。しかしながら、今の質問からいって、疑ってるような話をしたら、職員は疑われてるんだったら、まともに仕事する気が起こりませんよ。職員の立場になったら、私、今の答弁を聞いたら気の毒で涙が流れる。一生懸命、また、本会議で議員の一般質問、どのように円滑なために答弁しようかと汗を流してやってくれてる職員も含めて、理論武装をちゃんとして一生懸命職員は、市長を守るために頑張ってくれてる。それが今の答弁からいったら、あなた方皆さん疑われてますよとしか現実言いようがないと。もうちょっと職員の人権、また職員の家族を思いやるような姿勢がございませんのか。余りにも答弁を聞いてて、職員の立場を考えると私も涙が流れるような状況で、質疑をするのにも本当に困るような状態です。

もう一つ、そうしたら、12月議会に谷原議員が、先ほど申し上げた守秘義務違反ではないかということで、一般質問で職員の秘密漏えいの件に言及され、先ほども申し上げましたように、副市長がそのような答弁をされた。しかしながら、議員全体の中で、この秘密漏えいがあったこともほとんど皆さんご存じではなかった。もちろん私、勉強不足でわからなかったのか知りませんが、どこで知り得られたのかどうかは議員同士で聞く気持ちもありませ

ん。しかしながら、このような情報がある議員に渡ったということは、内部でその情報を知っている職員はわずかな人数です。それについては守秘義務違反を問わないのかどうか。職員が漏らさん限り、多分このような状況は起こりえにくいということです。その漏らした方も守秘義務違反ではないか。もう一度、守秘義務違反で今告発されてる。告発するまでにその方を探し出す努力をされるのが当然やと。はっきり言って、行政側が谷原議員に聞くわけにはいきませんわね。行政内で調べるべきや。でなかったら、守秘義務違反で警察に告発されてる者とそれを漏らした者と、行政が公平な形でやってるのかと。いろんな形で調べましたがわかりませんというところまで手いっぱい調べて、この問題を刑事告発せなわからへんというのやったら、それも一生懸命探した中で告発するのが職員に対する公平と違うのかなと。その点について答弁お願いします。

吉村議長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

先ほどの西井議員のご質問に対するこの答弁の機会がございましたが、もう一度申し上げますが、こちらもちょうど誠実にご説明をしておりますので、話には前後関係、流れがございますので、途中を部分的に切り取ってご説明なさると誤解を招きかねませんので、職員に対して、その職員を恐怖政治で縛るとか、更に職員が隠していることがあるということを疑っていると、そういった聞こえようであったならば、私が説明の丁寧さを欠いていたのだと思います。おわびを申し上げます。先ほど申し上げたかったのは、市政検討委員会の答申にもございますが、指揮命令権を有する者が働きかけたという疑いもあるのではないかとか、その当該、今回直接告発の対象となっております職員が、みずからの判断でそのことをなしたのではなくて、更にそのことを強いられたとか、いろんな関係性もあるのではないかと。そういったことについて一定調査の限界があるので、あるいは今、現役の市役所内部の職員だけではないかもしれないということも含めて、司法の捜査権を持っている機関にお願いをするという形の手続を踏まえたということでございまして、説明が不十分であったことをおわび申し上げます。

それから、西井議員の今回のこの質問の、谷原議員の質問に関して、そもそもそこについても、谷原議員に対する情報の漏えい、守秘義務違反があったのではないかというお問い合わせでございますが、これにつきましては、現在この質問を通じて西井議員から問題の提起がなされたわけでございますが、これについてはまだ中では調べておりませんが、まずは谷原議員ご自身にお問い合わせいただければわかることではないかと思いますが、市役所として現時点では、その件については、そこを課題として調査いたしておりませんので、事実関係は把握ができておりません。

以上でございます。

吉村議長 西井君。

西井議員 今のを簡単に言ったら、議員同士で話をして聞けよと。こんな答弁はないと思うわ。やはり、理事者側としては公平な形で調べて答えが出てけえへんと。私が谷原議員と話し合いして、実はこうでしてんと。ああ、そうですかというような話と違う。これ、職員についての

話やねん。せやから、それも全職員が通じての話と違うでしょう、これ。誰が漏らしたかというような話。その時間帯に知り得た人間だけで調査したら、すぐ済む話と違うの。それを、その調査はしませんというような、今、簡単に言ったら、そういうような答弁ですやん。何かあるなら言ってください。

吉村議長 副市長。

松山副市長 先ほどご答弁申し上げましたので、議事録を確認いただければわかると思いますが、谷原議員からのご質問があった時点で、市当局といたしましてそのことを課題と認識しておりませんでしたので、現時点では調査ができておりません、わかりませんということとあわせて、そもそも意見ということでご本人にお問い合わせいただければわかるかもしれませんということをお願いただけでございます。

以上でございます。

吉村議長 西井君。

西井議員 そうしたら、その件について、市側として調べる気はあるのか、ないのか。谷原議員に秘密を漏れいした者がいるのではないかどうか。それをちゃんと答弁してください。

吉村議長 市長。

阿古市長 まず、議員の質問の中でお答えしておかないといけないことがあると思います。私は、違法行為をしていない職員さんを罰するつもりはございません。ですから、そのような行為を命じることもありませんし、そのような行為をしていない職員さんはびくびくすることもありませんし、誠実に公務員として職務をしていただければ結構やと思っております。まず、それを1点申し上げておかなければいけないと思います。

それと、今回の谷原議員がという部分について、12月定例会の2日目の一般質問を読ませていただきます。「実は、行政監査請求を白石前議員が請求したその内容が漏れてしまって、住民監査請求を行ったことに対して、言ってみれば、関係の業者から面談の強要などが続いたという残念なことを聞いております。けしからんことであります。しかし、それ以上のことが10月30日の当日、監査結果を監査委員が公表するその当日に起きたと聞き及んでおります。それは、10月30日当日の午前中に、監査委員がまず市長に勧告し、その後、監査請求代表者の白石氏に監査結果が通知され、その後、監査委員が法律に基づいて公表するわけでありまして、まさに発表する当の監査結果の文書が、不当な利得を得たとして返金を請求されている当の事業者の手に渡り、監査委員が公表する前にその業者が監査結果について、監査事務局に抗議してきたということでございます。まさに監査の公表を妨害するような行為でありますけれども、ゆゆしき事件でございます。そこでお伺いいたします。これは事実なんでしょうか。また、もし情報が漏れているとすれば調査はされましたか。」というご質問をいただいての先ほどの副市長の答弁でございます。このことにつきまして、谷原議員はどのようにお聞きになったかは、一度谷原議員の方に私は聞いてみたいとは思いますが、この場で聞くのは無理ですので、後ほどお聞かせ願いたいと思います。

事象といたしまして、非常に大きな事象でございます。この件につきまして、行政当局としてとった手続は、まさにこれは大きな問題であるということを経験した手続でございます。

以上でございます。

吉村議長 西井君。

西井議員 漏らした職員は悪いが、その後漏らした議員は悪くないという答弁と私は聞いたわけですが、当然、漏らしたこと自身は悪いかもしれない。私が聞いてるところでは、既にその報告が読売新聞では、報道を流された時間に流されたというふうに聞いております。たしか11時50分でしたか。だから、今、市長がおっしゃってる話と私が聞いてる話と一致しない点がございませう。せやから、読売新聞では11時50分にその報道を流されてるように聞いておるわけですが、このことについても、本来、時間も含めて、市当局もきちっと調査したのか。職員がその内容についての告発も含めて、きちっとした対応をしてなければ、職員みんな仕事する気がなくなると。これが一番市民にとって、そういうことで公平・公正な議会活動として、私は反市長派というふうなことを2ちゃんねるで書いてる部分もありますが、私は、是々非々、また公平・公正な形で、いろんな形で物を申し上げると。これは心から出ておりますので、今後またいろんなことについて質問することはあるかもしれませんが、もう時間ですので、私の質問はこの程度で。まだまだ言いかければ時間がないということではありますが、この程度で終わらせてもらいたいと。

以上でございます。どうもありがとうございました。

吉村議長 西井覚君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時32分

再 開 午後3時45分

吉村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、吉村始君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、吉村始君。

吉村始議員 皆さん、こんにちは。吉村始でございます。ただいま議長の許可を得まして、一般質問をいたします。本日、最終5番バッターでございます。皆さん大変お疲れのことと思います。今しばらくのご辛抱、おつき合いのほどよろしく願いいたします。

さて、今回の質問は3つございます。1つ目は、尺土池周辺道路の安全確保について。尺土池の整備のことも絡めまして質問をしたいと思います。

2つ目は、屋敷山公園施設の再整備についてであります。

そして、3つ目は、葛城市の機構改革についてであります。どうぞよろしく願いいたします。

なお、これからの質問は質問席にて行いたいと思います。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 まず最初、尺土池周辺道路の安全確保について質問をいたします。現在、尺土駅前道路の整備が行われております。私、工事現場を見るのが好きで、頻繁にこの工事を見る機会がございませうけれども、きのう確認しましたところ、箱形のボックスカルバートの設置が終わって、今、恐らくコンクリートの強度をつけるために作業をしておられると思います。建設

課に前に伺いましたら、ああいう不特定多数の車が通るところは、25トンの衝撃に耐えられなければいけないということで、素人では簡単に考えておったんですけれども、やっぱり工事というのは、なかなかきちっとしなければいけないということで、5月末の完成を目指していると伺っております。建設課では、第一に通行の安全を、また、できるだけ短期間で行うように配慮くださっているというふうに伺っております。あと20日程度で暫定的に北側の方が車の通行は可能になると伺っております。尺土駅はどんどん工事が進んでいくというのを私、楽しみにしております。

さて、おととい、市長の施政方針を拝聴いたしました。そこで市長は、近鉄尺土駅前を中心とした駅周辺の住居を含む地区の整備をまちづくりの重点施策として位置づけているとおっしゃいました。駅前広場立体横断施設などを整備するという事は、前回12月の一般質問でも伺ったとおりですが、そのことにつきましても市長は、早期の事業完了を目指すというふうに宣言をしてくださっております。阿古市長は、市長に就任される前から、まちおこしももちろん大事ではあるけれども、それは一過性のものに過ぎない。やはり市全体のまちづくりをすることが大事だ。これこそが行政の仕事だとおっしゃっておられました。私は、このことに大いに賛同するものであります。また、先ほども人口は5万人規模を目指すというふうなことも言われております。

尺土駅につきましては、市の中心部にありまして、大阪の三大ターミナルの1つ、天王寺の大阪阿部野橋駅から最初の特急停車駅であります。しかし、私の知人、友人などが尺土駅に来ますと、いつも余りの駅前ののどかさにびっくりするというようなことになっております。この尺土駅の前進が今後の葛城市発展の1つの鍵になる。このように私は思っております。

さて、尺土駅前の整備が進展していく中で、一般市民の方々からもいろいろ声を聞いておりました。私もそう思っておりますが、駅への車のアクセスがより便利になることによって、周辺道路では交通量の増大が考えられると思います。私は、これまでに尺土駅前の市民の皆さんの声を聞いてまいりましたけれども、尺土駅の南の方に尺土池というのがあります。尺土駅、尺土池、早口言葉みたいなんですが、尺土池周辺の道路につきましていろいろお言葉を伺っておりますので、紹介をしたいと思います。きょう、議長の許可を得ておまして、パネルを使わせていただきたいと思います。これが尺土駅、尺土池の関係図でございます。尺土池の周辺道路のことにつきましては、まず尺土池西側の方の道路、尺土池公園の側道に当たる部分は既にグレーチング化がなされていますが、尺土池の東和苑の方に抜ける道は、西側はグレーチング化、もうちょっと南の方です。これはなされていません。これを望む声をよく聞きます。それから、あと、尺土駅東側です。この堤防のところに沿って昔は通行ができた。ところが今はいろいろな経緯がありまして、尺土池南側、北側の方はフェンスがあって施錠されている。通行ができない状態になっている。これを何とか通れるようにしてほしいという声を聞いております。また、もちろん尺土池前の道も車が一方しか、1台しか通れません。行き違いができない細い道なんですけれども、東和苑内の道路の安全確保、車が入ってくるので、これを何とかしてほしい、安全を確保してほしいというふうなこと。

いずれも尺土池周辺道路の安全についての不安の気持ちから出たお言葉だと思います。

尺土池西側のグレーチング化につきましては、これもいろいろ私、話を聞いて経緯も伺っております。やはり尺土池のここは用水路でもありますので、その機能を確保しなければいけないとか、南の方の端には井堰もございますので、このこともいろいろとあるというふうには伺っております。

さて、そういう中で、何とか尺土池周辺道路の安全通行ということを考える中で、実は尺土池はもともと全てため池だったのですが、北側3分の1の面積に当たる部分だけ尺土池公園として整備されています。南の方はこのままため池で残っているんですけども、この整備は恐らく、葛城市として合併をする前、旧當麻町のときに行われたというふうに拝察いたしますが、その経緯についてまずは質問させていただきます。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまご質問ありました尺土池公園の経緯について、ご説明をさせていただきたいと思っております。尺土池整備事業は、第2次當麻町基本構想の中におきまして、まちづくりの基本理念である「あなたも私もみんなで築こう 花と文化財の里」が掲げられており、この理念に基づいた當麻町公園施設整備構想において、水辺の里ゾーンとして整備されたものであります。ため池本来の機能を保全しながら、ため池の水辺空間を利用した公園として整備されたものであり、この事業を実施する前においては、平成3年ごろから北側部分は埋め立てが開始されたもので、その当時はゲートボール場として地域住民に利用されていたもようであります。その後、地域住民が尺土池に求める期待のアンケート調査が行われ、そのアンケート結果に基づき、平成11年度から平成13年度にかけて水環境整備事業として整備されたものであります。せせらぎ水路や水と緑と花のあふれる空間がつくられている親水・景観保全施設と生態系保全施設、利活用保全施設から成り立っているものであります。この事業の目的は、水と直接ふれあい、尺土池が備える豊かな水面と一体化した施設を整備することにより、地域住民に潤いと安らぎを与え、地域住民のふれあいネットワークの核となる水辺空間を創出されております。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 ただいまご答弁を頂戴いたしました。今ご答弁いただきましたように、もともと尺土池は、これは尺土池という名前なんですけど、尺土とついてますが、実は北側3分の1が尺土領内だったんです。南側3分の2が旧新庄町の疋田の領内というふうになっております。北3分の1が旧當麻町、それから南3分の2が旧新庄町ということで、当然、當麻町時代にこういう整備をなされたということで、北側3分の1、當麻町の領域の中を整備されたということだろうと思います。

さて、12月議会の質問の際に、道路整備というふうなことを考えたときに、私は、安全確保を第一にしましょうと。利便性はその次です。その次に来るのは見ばえ、快適性だというふうに私は述べたかと思っております。それは、その順番であるということはもちろん確かなんで

すけれども、だからといって、例えば見ばえとか、それは二の次、三の次でいいねんと、そういうことではなくて、いずれも大事なことだというふうに考えているものであります。例えば、安全性が同じ道があったとします。これ、2つあったとします。1つが、無味乾燥な、通り過ぎるだけの道。もう一つが、四季折々の季節を感じられる楽しい道というのが2つあったとしたら、私であれば、楽しい方の道がより好ましいかなというふうに思います。先ほどの池原部長のご答弁いただきました中に、地域住民に潤いと安らぎを与え、地域住民のふれあいネットワークの核となる水辺空間を創出というふうなお言葉がありました。まさに今、尺土池公園から臨む尺土池というのは、ご答弁にあるような潤いのある、そういった景色だと思います。しかし、残念ながら、疋田の東和苑方面から見る尺土池というのは、フェンス越しの景色になっております。南側、特に疋田、八川の方、特に疋田、東和苑の方にとっては、尺土池は楽しむ存在ではなくて、遠回りしなあかんというような存在になっております。ということもありまして、南側も含めた尺土池全体の整備のご検討をお願いしたいというふうに思います。

これから春に向かいまして、百花繚乱の季節に入っておりますが、長尾にあります木戸古池公園というのがあります。これは、花もきれいで大好きな公園でございます。木戸古池公園も木戸にあるのかなと思ったんですけど、長尾でございます。木戸古池公園は、これを見ていただきますと、今、便利な時代です。ネットで航空写真を撮りましたけれども、木戸古池公園につきましては、ぐるりとその回りを見ることが、1周できます。そして、さらに、東の方に住宅がありますが、南東の方に出口がありまして、通り抜けることが可能になっております。先ほど申しました尺土池全体の整備というものを考えたときに、木戸池公園は、私は、大変よいモデルになるのではないかとこのように考えます。木戸池公園の整備の経緯について、またお伺いしたいと思います。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまご質問ありました木戸古池公園の整備について、ご説明をさせていただきます。木戸古池公園も尺土池公園整備と同じく、當麻町公園施設整備構想に基づき、水辺の里ゾーンとして整備されたものであります。ため池本来の機能を保全しながら、ため池の水辺空間を利用した公園として整備されたものであります。木戸古池公園は、平成2年から平成7年度にかけて水環境整備事業で整備されたものであり、親水施設と利活用保全施設から成り立っているものであります。大きくは、ふれあい玄関ゾーン、親水花園ゾーン、二上山ゾーン、語らい花園ゾーンの4つのゾーンで区分されております。整備目的といたしましては、木戸古池周辺の豊かで潤いのある環境を整備し、野鳥と自然、動植物の保護育成を図るとともに、調和を保ち共存するネットワーク整備を図るとされております。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 ご答弁を頂戴いたしました。今ご答弁いただきました木戸古池公園、私も葛城市内いろいろ好きなのところがあるんですけど、木戸古池公園は歩いてでも、適当に散歩して歩いてぐるっと回ってきたら非常にいい公園で、好きな公園の1つでございます。先ほどご答弁

ありましたように、當麻町公園施設整備構想というのがありまして、これに基づいて木戸古池公園も尺土池も両方とも同じように整備をされたというふうに伺いました。

さて、先ほど申しましたように、尺土池につきましては、北3分の1が旧當麻町、南3分の2が旧新庄町だったわけです。そのことから、これはあくまでも私の憶測といえますか、推察でありますけれども、もし、当時、尺土池全体が當麻町域にあれば、恐らく木戸古池公園のような形になった可能性が高いのではないかというふうに思います。ぐるっと1周して巡るといふ、こちらの方が公園としてはよくできているのではないかというふうに推察するものであります。

さて、今後、尺土池全体の整備を行うということができれば、先ほど申しましたように、尺土池公園の、例えば、この堤です。東側の通り、そして西の方にも堤防がございますので、ここも遊歩道。それから、できれば、南の方が今はフェンスで直接東和苑とくっついておりますけれども、ここも、もし、例えば回遊できるような、木戸池公園と同じようにできれば、遊歩道ができます。そして、それをすれば自動的に歩車分離ということが出来ます。そして、毎朝、通勤・通学者の南の方から来られる方が、南東の方から北の方に抜けることができますので、通勤・通学者の利便性の確保にもつながります。

吉村議長 傍聴席は口を慎んでください。

吉村始議員 そして、何よりも……。

吉村議長 退場してください。

吉村始議員 私は、尺土池のために、結果的に北側と南側が、今、尺土池をぐるっと回らなければいけないということから、分断をされているわけですが、先ほども木戸古池公園のこれがありましたけれども、地域ネットワークというのがございました。これができれば、尺土駅前南側に憩いの空間が創出されまして、特急停車駅である尺土駅の価値が上がるのではないかと。そして、また近辺の住宅地のイメージアップにもつながる。特に東和苑の方です。先ほども増田議員が空き家問題について話されて、うんうんとうなずきながら聞いておりましたけれども、空き家対策にもなるのではないかというふうに私は思うものでございます。

以上を踏まえた上で、今後、尺土池の整備を検討するとすれば、市としてどういった意義があるとお考えなのかどうか。これを伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

先ほど申しましたように、現在の尺土池の整備は、平成11年度から平成13年度にかけて行っており、旧當麻町公園施設整備構想に基づき、尺土領域のみ整備をさせていただいているものであります。尺土池は、満水面積2.06ヘクタールを有し、整備済み面積は約0.8ヘクタールであります。残り約1.2ヘクタールを整備し、地域住民の方に水辺を活用した潤いと安らぎを与え、水辺空間を創出することは重要だと考えますが、尺土池を遊歩道だけの利用だけではなく、水辺の景観や親水等多面的機能として有効利用を図ることが必要となりますので、疋田、尺土、両区と協議を重ねながら事業計画を立てる必要があります。そして、補助事業として執行するならば、地域用水環境整備事業である水環境整備事業として、その要件等

は県、国と協議する必要もあり、総事業費は5,000万円以上が対象となるものであります。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 今ご答弁いただきまして、ご答弁に補助事業というふうなことがございましたけれども、尺土池、木戸古池公園を整備した当時で結構でございますので、国の補助、あと県の補助の割合をお教えいただければと思います。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

その当時、国が50%、県が10%でありました。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 ご答弁いただきました。私は、尺土池の整備が、もし今後整備するということが実現すればですが、潤い創出の空間づくりとしての機能だけでなく、尺土駅周辺の南北の動線の強化につながるという視点、つまり、木戸池公園だけでなく、尺土池の場合は、更にそれに加えて、南北の動線の強化という視点で考えなければいけないというふうに考えております。尺土駅前道路と駅前広場の整備によりまして、東西の動線は今まさに強化されようとしております。今後は尺土駅東側の東の川沿いの道路、また西側の、北は大字木戸方面、南は大字弁之庄方面へと抜ける道路の整備が必要だと、重要だと考えております。

12月議会では、弁之庄木戸線の道路計画について伺いました。ご答弁では、現状では、今のところ何も進んでいない状況だとしながらも、県との包括協定などを結ぶ中の1つのメニューとしての位置づけなど、今後あらゆる方面と検討を重ね、国の補助事業や奈良県の支援をしてもらえる方策で考えていかなければならないというふうに、増井部長にお答えいただいております。私は、これら南北道路の整備があつてこそ、尺土駅を中心とする葛城市のバランスのとれたまちづくりが実現すると考えます。また、生活道路である住宅地の車の通り抜けを結局減らすことにつながり、先ほど一番先に申しました住民の皆さんの不安、そういったご要望にもあわせてお応えできるものと思っております。

また、これは、先ほど申しました、尺土池というのは北側が旧當麻町、南側が旧新庄町でございます。もちろん今までの経緯があつて北側が整備されているわけではございますけれども、今後もし整備するという事になれば、この象徴的な意味としまして、以前は當麻町単体の事業であったわけですが、今度は葛城市の事業ということで、葛城市一体化の象徴になるんだというふうに考えております。公園整備、道路整備いずれにつきましても、多額の事業費が必要となってくるものと理解しております。尺土池につきましてもこれまでの経緯がございます。地元のご意見をしっかりと伺ったり、相談したり、ご理解を得た上で、また交渉するということが必要になってくると思っております。ハードルはいろいろとあるかと思いますが、今後の葛城市発展のために、これは、私は必要なまちづくりの1つだというふうに考えるものでございます。

続きまして、屋敷山公園施設の再整備について伺います。屋敷山公園には、現在、公民館、

体育館、図書館などの文化施設が集中しております。そして、これは、旧新庄町の足高町長のときに、こういうふうな集まりを企画、実行されたものと理解をしております。屋敷山公園には、近接して新庄中学校がございます。なので、当時、新庄町としては、新庄町民が最も集まりやすい場所だということで、これらの文化施設、体育施設を集められたものと理解をしているところでございます。

さて、県道御所香芝線というのが新庄中学と屋敷山公園の間に通ってます。通常、私どもは山麓線というふうに呼んでますが、山麓線上の屋敷山公園は立地上、鉄道駅から遠いこともあって、車でアクセスがメインにならざるを得ないというような状況でございます。例えば、山麓線、東側の駐車場から屋敷山公園に行くのには、地下道がありましてくぐらなければいけない必要がございます。ベビーカーを抱えた子育て世代や高齢者には、現状ではなかなか優しいとは言えません。昔はこの上も通ってる人がいましたが、危ないということで今現状では通り抜けができないように柵をしております。以前から屋敷山公園駐車場から中央公民館への地下横断歩道へのスロープ設置を望むという声が市民から上がっていたというふうに私は聞いております。これにつきまして、どのように対応をされてきたのか。それを伺いたいと存じます。

吉村議長 和田教育部長。

和田教育部長 教育部長の和田でございます。よろしくお願いたします。

まず、それでは、地下横断歩道設置の経緯の方からご説明させていただきます。現在の地下横断歩道については、昭和40年代に県道御所香芝線の工事の際、もともとございました里道機能の復旧目的とあわせて、また、県道御所香芝線が全面開通し、将来的に交通量が大幅に増加することに鑑み、駐車場から屋敷山公園及び中央公民館への安全な動線を確保するために、奈良県に要望し、県の構造物として奈良県によって施行されたものでございます。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 ご答弁を頂戴いたしました。今お話を伺いまして、これは新庄町ではなくて奈良県によって、新庄町の要望によってもととの里道を確保するために設置されたというふうに伺いました。

さて、地下道につながる駐車場部分と公園部分の階段部分は、傾斜の関係で、このまま階段の横につけるとスロープが急なことになり過ぎて大変ですので、もし設置するとすれば、スロープはぐるっと遠回りをつける形になると思いますけれども、こういう工事をするときに県の許可などは必要でしょうか。お答え願います。

吉村議長 和田教育部長。

和田教育部長 ただいまのご質問でございますが、地下通路と一体的なものとなりますので、着工前に道路占用許可、いわゆる形状変更申請が必要となります。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 ご答弁をいただきました。許可をとりあえずとるということで、費用的なことももちろ

んありますが、技術面のことで質問をしたいと思います。市民の方からの要望があったときに、まずは市として過去にスロープの設置を検討されたかどうかということと、それから、その際どういった問題点が、今、実際問題としてスロープがついてない状態ですので、何らかの問題点があったのではないかというふうに拝察するものですが、それについてお答えいただけたらと思います。

吉村議長 和田教育部長。

和田教育部長 ただいまのご質問についてでございますが、まず、地下横断歩道の基本となる考え方でございますが、道路の移動等円滑化整備ガイドラインによりますと、傾斜路、いわゆるスロープにつきましては、まず1つ目といたしまして、有効幅員は2メートル以上とすること。また、排水施設、照明設備等の余裕幅として、有効幅員の両側に0.5メートル程度を確保すること。次に、2点目でございます。勾配及び踊り場として、縦断勾配は5%以下とすること。ただし、設置場所の状況、その他特別な理由により、やむを得ない場合においては8%以下とすることができる。また、高さが75センチを超える傾斜路には、高さ75センチ以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊り場を設けることとなっております。ただし、8%は車椅子使用者が自力走行可能な最急勾配であり、用地等の特別な理由がない限り5%を超える縦断勾配を適用しないこととされています。ということでございまして、平成25年度に地下道のスロープ設置の要望がございまして、コンサルタント会社とともに現場を確認して、その当時は勾配6%で設置可能か検討したところ、設置は難しいとの結論に至った経緯がございます。さらに、今回、再度地下通路の床面から道路西側の公民館側までの高さを計測したところ約4メートルとなっており、勾配5%で計算した場合、直線で80メートルの傾斜路が必要と思われるため、現在の公民館の形状を維持したままスロープを設置することは非常に困難であると考えているところでございます。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 ご答弁を頂戴いたしました。なるほど、私、素人ですので、つつい平面図で地図を見させていただきますが、山麓線付近の高低差を忘れておりまして、実はこっちが山側になりますので、こちらの方がどうしても高くなる。つまり、道よりも高くなりますので4メートルぐらいあるというふうなご答弁でございました。ですので、駐車場の方は低くなるというか、同じ高さですので、こちらの方のスロープ設置は比較的容易であるけれども、西側の公園は80メートル距離が必要だというふうなことで伺いました。さらに、踊り場もつけなくてはいけませんので、そうすると100メートル近くになってしまうという形になります。さらに、傾斜をぎりぎりまできつくすると、これは、反対に坂がきつ過ぎて、スロープ自身が危険なスロープになってしまうという危険性もございます。自動車メーカーのCMで、豊川悦司さんと綾野剛さんが出ておられる車のCMで、ベタ踏み坂という島根県松江市と鳥取県境港市を結ぶ江島大橋というのがありますが、これ、CMで流れて有名になりましたが、これの傾斜が6度だというふうに聞いております。急なスロープの角度は、これは安全が十分確保できないと。こうなってしまうと、安全性のためにするスロープが本末転倒になってしまう

かもしれんなというふうに思います。

さて、そう言いましても、足の不自由な方、それから、重い荷物を持って運ばなくてはいけないという方が、中央公民館に荷物とか持ってこられなくてはいけないということがどうしてもあると思うのですが、こういうとき、車をこちちにとめて地下道を通ってというのは、かなり酷だというふうに思うものなんですけれども、これについて、現状ではどのように対応をなされているでしょうか。

吉村議長 和田教育部長。

和田教育部長 現在、足の不自由な方の来館、来園時や、重い荷物の運搬の際は、事前にご連絡をいただければ、随時、中央公民館玄関横の駐車スペースへの進入を許可させていただいております。また、教室、講座やクラブ活動で定期的に公民館をご利用の方で、地下通路の階段の上り下りが大変な方などにつきましても、事前に申請いただくことにより進入許可証を発行し、玄関横駐車場へ駐車していただけるよう対応しているところでございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 現在の状況で、できる範囲でご配慮くださっているということを伺いました。地下通路につきましたら、といいましても、やはり通ったらちょっと暗い感じがすることも否めません。例えば、當麻図書館駐車場の道路に面する壁面に、まちづくりに関する市民団体と白鳳中学校の生徒さんが絵を描かれたとあって、それが楽しくて、私、よいなというふうに思っております。もし今後機会をつくっていただければありがたいかなというふうに思っております。また、今、公共施設、特に駅などの手すりが新しいものに更新をされてるということもありますので、またこれも、手すりの更新、改良についても、より今の人たちが使いやすいものにかえるということも検討をしていただければありがたいと思います。

さて、先ほどは現状での対応をどういうふうにされてますかということ伺いましたが、やはり、それにしても置ける台数にも限りがございます。進入許可証も必要だということで、どうしても物理的になかなか十分な対応というのは難しいかなというふうに思うんですけれども、屋敷山公園の市民体育館で、選挙の際、台風21号の際、投開票作業をされたと思えますけれども、これが聞くところによりますと、雨漏りがひどかったというふうに伺いましたが、現在どのような対応をされてますでしょうか。

吉村議長 和田教育部長。

和田教育部長 ただいまのご質問でございますが、応急処置を既に行っております。また、この体育館は40年以上前に建築されたものでございますので、現在は耐震診断を行っているところでございます。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 今、市民体育館の耐震診断を行ってるというふうにご答弁を頂戴いたしました。市民体育館は昭和50年に建築されたと同っておりますので、建築後40年以上がもう既に経過しております。また、恐らく中央公民館についても、ほぼ同じ時期に建築されたかと思えます。

市民体育館及び中央公民館の耐震診断及び今後、これに基づき、どのような流れが予想されるのか。これについてお答えいただきたいと思います。

吉村議長 和田教育部長。

和田教育部長 ただいまのご質問についてでございます。

市民体育館、中央公民館の耐震診断につきましては、利用者が安心・安全に利用いただけるよう、本年度は市民体育館の業務委託契約を結び、現在調査中でございます。また、中央公民館の耐震診断につきましては、次年度で耐震診断に係る費用の予算を計上させていただいているところでございます。いずれの施設におきましても、今後、耐震診断の結果を見て、耐震改修の方向性を見出していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 ご答弁を頂戴いたしました。市民体育館につきましては、現在、調査中ということになります。その後、また耐震改修ということになりますと、多額の費用がかかると思います。耐震診断の結果待ちということでもありますけれども、その耐用年数を考えますと、もしかしたら改修よりも新築の方が合理的という診断がなされるのかもわかりません。今後そういうことがあるのかもわかりません。梨本議員もファシリティマネジメントの質問をなさいましたけれども、どうしても新築をするというふうになればイニシャルコストがかかってきますので、やはり改修ということに当面は当然なろうかと思えます。しかし今度は、改修とやってくるとランニングコストがまたというふうにかかってきますので、そのイニシャルコスト、ランニングコストのバランスも十分に考えた上で、いろいろと合理的なご判断をお願いしたいと思えます。

さて、もちろん体育館の新築をするというわけではありませんけれども、私なりにこういうこともできるという、一応ご提案といえますか、こういう考え方もあるというのだけ話をさせていただきたいと思えます。今この体育がもし仮に、今後、例えば、改修ではいかんと、建て直した方がいいというふうなことであれば、これは、こうしてくださいということではございません。イメージなんですけど、例えば、今、体育館を建ててるところに、取りつぶして駐車場にしてしまうと。そして、この近くに体育館をつくり直すということも考えられるということです。こうしてくださいということではございません。総合的には、葛城市内の全ての施設を考えた上での判断になろうかと思えますが、しかし、もしこういうことができれば、駐車場があれば、例えば、車で山麓線から公民館と現市民体育館のある場所を駐車場にすれば、そこに車が入ってもらって、そこから公民館なり文化会館、この新文と書いてあるのは新庄文化会館のことですが、新庄文化会館に行くことができると。そういうふうなことも今後考えられるということです。

今回の提案の趣旨は、あくまでも先ほど申しましたように、屋敷山公園は当時の新庄町が新庄町民にとってベストな形ということで配置した公園であります。今は葛城市になってますので、やはり葛城市としてどういったものかというのを改めて考えていくべきではないかという意味のご提案でございます。

本筋と外れますけれども、私は、学校卒業後、初めて就職したのが、実は今、こちらも大合併をして大きくなりましたが、滋賀県東近江市の教育委員会でございました。私は図書館司書として、全くゼロから図書館を立ち上げるという仕事に携わっておりました。それで、図書館という施設につきましては、大変思い入れがございます。今の新庄文化会館の中には、マルベリーホールと一緒に新庄図書館、地上にマルベリーホール、地下に新庄図書館という施設がございます。図書館というのは、単に図書を提供するというだけの施設ではないと私は思います。やはり、市民が集い、情報交換をする。人が実際に集えるという施設であると思います。

屋敷山公園には、現在、葛城市内には新庄図書館があり、當麻庁舎付近には當麻図書館がございます。先ほど梨本議員の質問でも、市長の受け答えでも2つ施設があるというふうな話がありまして、庁舎は1つにしなくてはいかんと。ただ、個々のものについては、それぞれ個々に応じて考えなくてはいかんというふうなご答弁がございました。私、聞きまして調べましたところ、平成28年度末における新庄図書館の蔵書数は14万5,000冊だそうです。當麻図書館の蔵書数は9万6,000冊で、5割ぐらい新庄図書館が多い形になってます。これは、新庄図書館の方が広いということと、あと、やはりどうしても當麻図書館、現状ではキャパシティに限界があるということからきてると思います。反対に、年間の利用者数、これは前々から聞いてはおったのですが、同じく平成28年度末では、新庄が2万6,000人余り、當麻が2万8,000人余り、貸し出し冊数も新庄が9万冊余り、當麻が9万6,000冊余りで、當麻の方がこれは多い状況でございます。数字だけ見ると、単純に當麻が勝ってるなという感じですが、そういう話でもないと思っております。

場所のことを言いますと、當麻図書館は非常に図書館らしい図書館でございます。當麻図書館は、子どもたちが通いやすい、行きやすい図書館だというふうに思います。対して新庄図書館は、先ほども申しましたように、車で行かなくてはいけませんので、子どもだけでは行きにくい図書館だと認識しております。これは、それぞれの図書館の長所、短所というよりも、特徴だというふうに考えます。せんだって図書館長に伺いましたが、新庄図書館では、小さなお子さん向けの展示やイベントを工夫しているそうで、その努力のかいあって、今は子ども連れで来館される数がふえて、来館者数については當麻図書館に今は匹敵して、どんどん新庄図書館の来館者数がふえてると。それぞれの特徴に合うように現場では一生懸命努力、運営されてるものと伺っておりますが、10年後、20年後、これもいつになるのかわかりませんが、やはり統合する時期が来るのではないかとこのふうには思います。両館の現状をしっかりと把握した上で、上向きの数字だけではなくて、いろんな状況を把握した上で、計画、検討にしっかりと反映させていただきたいと、さきの話ですがそのように思います。

屋敷山公園は、何度も申しますが、やはり当時の新庄町民としてはベストの形でつくられた。當麻町時代に当時としてはベストの形で整備された尺土池公園というふうに、同じなんです。今後は町民目線でなくて、葛城市民の市民目線でやはり考えていく必要があると思います。

それから、もう一つ、やはり人口比で相対的に高齢者がふえていくわけですから、駐車場

からの動線に今回端的にあらわれてると思います。やはり安全化、それからバリアフリー化の視点が、今後施設の配置を考えていく上では、その当時整備された今まで以上に必要だというふうに考えるものでございます。

さて、最後になりましたけれども、葛城市の機構改革についてお伺いをしたいと思います。先ほどまで當麻町に整備された尺土池公園、それから新庄町時代に計画、誕生した屋敷山公園の、今後は葛城市としてどのように再整備、再配置をしていくんだというようなこと、私のそのことを話をさせていただきました。

さて、葛城市内には、先ほどの体育館、図書館もそうです。今、合併の過渡期であります。当然のことではありますが、現在、重複をした公共施設があり、先ほど市長もおっしゃいましたように、市役所自身も2庁舎体制をとっておられます。市役所みずからが重複施設の象徴みたいというふうなことになっているわけでございます。このことから、私、外から見ておりまして、職員の皆さんにとって2庁舎体制が原因である、そのためであるというような過重な負担というふうなものがあるのではないやろうかというふうなことを拝察するのと、あと、できましたら類似団体と比較して、職員数についてはどうなのかということについて伺いたいと思います。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。ただいまの吉村始議員の質問にお答えさせていただきます。

大きく2庁舎体制等による職員の負担と職員数についてのご質問とお見受けいたしましたので、まず、職員負担の部分についてお答えさせていただきます。本市では、事務の効率化に向けまして、組織運営見直しに向けた分析作業を行っているところでございます。分析作業の中で事務分掌とそれにひもづく業務量についての把握に努めているところでございますけれども、現時点における分析の範囲におきまして、2庁舎体制によりまして、例えば、決済のための庁舎間移動に多くの時間を要していることでありますとか、あとは、両者間に窓口を有する課におきまして、人員の分散を余儀なくされているということが明らかになってございます。

また、職員数の方でございますけれども、奈良県が公表しております最新の県内市町村の定員と給与の状況についてによりますと、平成28年4月1日時点の職員数におきまして、葛城市の再任用職員を含む常勤の一般職の総職員数は309人でありまして、県内市では最も少ない人数となっております。こちらは、平成27年度時点の数字でございますけれども、類似団体と比較しましても95人少なく、率にして約32%少ない職員数となっております。

また、今後の取り組みでございますが、先ほど組織運営見直しに向けた分析作業を行っているとお申し上げしましたが、当該作業によりまして業務が膨張している要因を明らかにし、その後、各課重複している業務の集約や不要な業務の廃止、AIを活用した作業の自動化等、事務の効率化に資する方策を検討していくとともに、組織再編に向けて必要な分析材料をそろえまして、平成22年度以来、組織再編が行われていないことによって生じているゆがみを解消し、より効率的な組織にしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 今、ご答弁の中で、事務の効率化に向けて、組織運営に向けた分析作業を行っているというふうなことを伺いました。また、市長のご答弁にもありましたし、今、飯島部長もおっしゃいましたが、やはりAIの活用というのが、民間だけでなく公共団体においても、日本全体において避け得ない問題だというふうに思います。これによってうまい具合にしまして、効率的な作業、仕事をするによりまして、住民サービスをなお一層強化していくとともに、やはり不要な職員さんへのご負担といたしますか、それについてはこういうAIも活用しながら改善をしていっていただきたいというふうに思います。

私、今、機構改革の質問をさせていただいて、ご答弁を頂戴いたしましたけれども、機構改革や、それから、庁舎、公共施設の統合というのは、密接にかかわるといふふうに考えておるところであります。そしてまた、新たなまちづくりを構想していくというために必要なことだといふふうに考えております。

さて、今、葛城市出身の政策学者で、摂南大学法学部の講師でいらっしゃいます増田知也先生というのがいらっしゃるのですが、この先生が、平成の大合併について3つの必要性があるというふうにおっしゃったんです。増田知也先生の文章を読ませてもらうと、まず、3つのうちの1つは、分権の受け皿となるため、あるいは少子高齢化社会に対応するためなどの理由から、合併して市町村の能力を向上させなくてはいかんという議論が1つあると。第2に、生活圏が拡大しているから、それに合わせて合併すべきだという議論があったんだと。それから、第3に、これを私がよく聞いたのですが、財政難などを背景に、合併によって財政の効率化を図るべきだという議論が当時あって、恐らく葛城市もこの3つの議論がなされる中で、旧當麻町と旧新庄町とは合併をしたんだらうと思います。しかし、現状は、先ほど梨本議員の一般質問にありましたように、経常収支比率というのは一気に上がっているような状況でありまして、合併をしたがために第3番目の問題が、もともと財政的に余り問題がなかった両町が、そういうことになったということであつたら、これはすごい問題だ、大変なことだといふふうに考えるんです。それに対して、現在、阿古市長は、これではあかんという先ほどの答弁も聞きましたら、全く私どもと同じようなお考えを持っておられて、これを何とかしなければということで、現在、職員の皆様と奮闘をされているものというふうに認識をしております。ただ、ファシリティマネジメント、施設の統合ということを考えるときに、今回の質問のメインはこれなんですけれども、実は、どうしても統合しようとする、私たちは葛城市民なんです。しかし、その前に、何かこう、旧當麻町民とか、旧新庄町民の意識が芽生えてくる旧町意識、これを乗り越えなければいけないのではないかと。そういうふうに、それを乗り越えて市民目線で今後の方向性を具体化していく必要があるのではないかと。いふに私は考えて、全部ここに私の質問はまとまってくるのですが、そういうことで今回質問をさせてもらったのですが、このことにつきまして、阿古市長の見解を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご指摘のとおりだと思っております。これは、さきの一般質問の中でも答弁させていただいてますので、重複する部分は避けたいと思います。やはり2町の合併には非常なエネルギーが要ったというのは、2町を愛する住民の意識との闘いだったのかなという思いがいたします。それが、今年で合併14年目を迎えますが、いろんな気持ちの上と理性の上で、それをどう消化するのかということがまだ完全にできていない。ですから、できるだけ早い時期に葛城市は1つなんだという意識づけをどうしていくのかということが大切なのかなと思います。これは、実は、平成16年10月に合併したときに、ある新聞社の方から個人的に問いかけがございまして、合併されて、これから何が一番課題になりますかとおっしゃったときに、私は、2町の意識、1つだという意識をどうつくっていくのが大切だとお答えした記憶がございまして、その手続がなかなか進んでいない。それをどうこれから消化していくのかというのは、大切なことだと考えております。早い時期に一定の方向で、未来に向けたまちづくりが推し進められるように頑張りたいと思っております。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 ありがとうございます。今、市長がおっしゃるとおりだと思います。新しい施設の建設などには相応の費用がかかるため、当面は、やはり旧町施設などを補修して大切に使うていかなくてはいけない。その中でありますけれども、それを乗り越えて、すぐにやるわけはありません。当面はいろいろと旧町のものとかやっていかなくてはいけないんですけれども、それを乗り越えた未来志向の方向性を今後やはり示していかなければならない。例えばそれは、できるだけ早い時期に、すぐに建設に取りかかるわけでもなく、こういった方向でやっていこうというふうなものを、私は考えていかなければならないと思います。そのときには、やはりそれぞれがつついどうしても地元出身です。それぞれずっと14年前まで町民であった人がほとんどですので、そういう意味で町民の意識というのは、一概に悪いだけではないと思うのですが、しかし、それを乗り越えた葛城市民目線というものが必要だというふうに思います。私も今後、議員活動をしていこうとする中で、やはり市民目線ということをお忘れしないで考えていきたいと思っております。今回は丁寧なご答弁をいただきまして、まことにありがとうございました。

私の質問はこれにて終了いたします。

吉村議長 吉村始君の発言を終結いたします。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、あす8日午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後4時43分